



I

かがやくまち

(街づくり・環境)

基本政策 1 | 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる



基本政策 2 | 環境にやさしい都心をみなで考えつくる



政策1

多様な人びとがともに支え合う 魅力的な都心生活の舞台をつくる

政策のめざす方向性

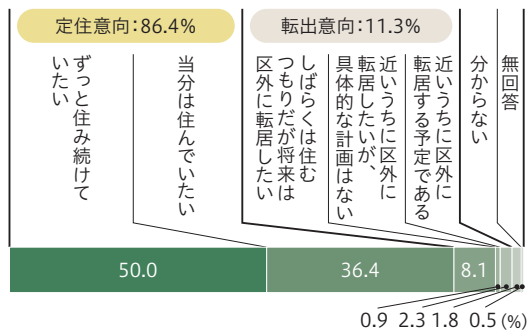
世代や居住年数、国籍などの異なる多様な人々が地域で支え合い、いきいきと暮らせるまちづくりを進めます。地域自らの発意と合意に基づく地域主体のまちづくりを推進し、大規模開発事業者には良好な居住環境などに対する地域貢献を促します。歴史的、文化的資源や職住近接のゆとりある生活、集積する都市機能など区の地域特性を生かした土地利用を誘導するとともに、良好な景観を形成します。区民向け住宅の供給などによる快適な都心居住や、誰もが安心して暮らせるバリアフリー社会を実現し、魅力的な都心生活の舞台をつくります。

港区の現状

区民の定住意向の割合

区民にこれからも港区に住み続けたいかを聞いたところ、「ずっと住み続けたい」が5割で最も高く、これに「当分は住んでいたい」を合わせた定住意向は約9割となっています。

▶ 区民の定住意向

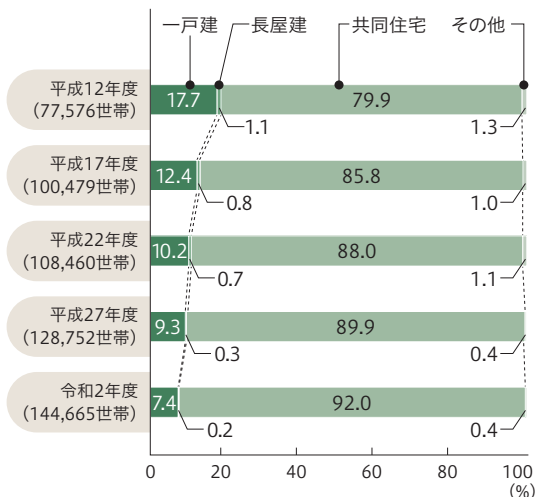


資料:「第33回港区民世論調査報告書」(令和4(2022)年3月)を基に作成

居住形態は約9割が共同住宅

港区では、共同住宅に居住している世帯戸数が、平成12(2000)年度には、61,950戸でしたが、令和2(2020)年度には、133,075戸まで増加し、約9割の世帯が共同住宅に居住しています。

▶ 居住形態の変遷



資料:総務省統計局「令和2(2020)年国勢調査」を基に作成

都市機能更新や土地利用転換の進展

虎ノ門や新橋など都市機能が集積する拠点のある区北部や、令和2(2020)年に開業したJR高輪ゲートウェイ駅周辺などのまちづくりに代表されるように、大規模なまちづくりが多く進められています。



SDGsとの関係

改定のポイント

コロナ禍を経てまちににぎわいが戻りつつある現状や地域の魅力を高める様々な活動に対して社会的に関心が高まっていることを踏まえ、にぎわいの創出をはじめとしたエリアマネジメント活動を促進する取組を新たに実施し、区民やエリアマネジメント団体など多様な主体によるまちづくりを推進していきます。

成果指標

成果指標名	区分	前期の成果			計画目標値	
		当初	中間	達成状況	中間	最終
		令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度末
政策1 「多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる」について満足している区民の割合※	目標	—	34.3%	達成	48.5%	49.4%
	実績	31.8%	45.6%			

※ 令和4(2022)年度時点の実績を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

政策体系

政策1 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる

施策① まちの将来像の実現

主な取組

- ① まちの将来像の実現に向けた取組の推進
- ② まちづくりガイドラインなどの策定と運用
- ③ 地域特性に応じた土地利用の誘導
- ④ 都市計画制度の適切な運用による持続可能なまちづくりの実現 **提言反映**

施策② 地域主体のまちづくりの推進

主な取組

- ① 「港区まちづくり条例」に基づく区民主体のまちづくりの支援 **拡充**
- ② エリアマネジメントの推進 **新規・提言反映**
- ③ 多様な主体との協働による公共施設の維持管理・運営の推進

施策③ 事業者の環境への配慮とまちづくりへの貢献

主な取組

- ① 実効性のある環境アセスメントの推進
- ② 生活に便利な施設などの設置の協力要請 **提言反映**
- ③ 良好なコミュニティ形成への協力要請
- ④ 地域に貢献する良質なプロジェクトの誘導

施策④ 地域特性を生かした魅力のある街並み景観の形成

主な取組

- ① 事前協議制度を活用した景観誘導 **提言反映**
- ② 歴史的景観の保全
- ③ 景観に関する啓発事業や表彰制度の活用 **拡充・提言反映**
- ④ 道路景観・環境の向上
- ⑤ 運河に架かる橋りょうと水辺のライトアップ **提言反映**

施策⑤ 快適な都心居住の実現

主な取組

- ① 区民向け住宅の供給及び有効活用 **計画事業・重点課題6**
- ② 住宅関連情報の提供
- ③ 分譲マンション管理組合などへの支援 **拡充**
- ④ 中堅所得者向け住宅の活用による住宅セーフティネットの構築
- ⑤ 良好な住宅市場の形成への誘導 **拡充**
- ⑥ 老朽化マンションの建替えの支援

施策⑥ 誰にでもやさしいバリアフリーのまちづくり

主な取組

- ① バリアフリー化の計画的な推進
- ② 公共交通機関、駅周辺のバリアフリー化の促進 **提言反映**
- ③ 駅のバリアフリー化の促進 **拡充**
- ④ 誰もが歩きやすい歩行環境の形成 **新規・提言反映**
- ⑤ 「心のバリアフリー」の推進 **新規・提言反映**

住宅セーフティネット

独力では住宅を確保することが困難な人が、それぞれの所得、家族構成、身体状況などに適した住宅を確保できるような様々な仕組みのこと。居住セーフティネットともいいます。

心のバリアフリー

障害者、高齢者、子育て世帯など、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと。

政策1 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる

施策① まちの将来像の実現

目標・期待する成果

区民、事業者、行政などの多様な主体が「港区まちづくりマスタープラン」などに示すまちの将来像やまちづくりの方針を共有し、互いに協働・連携して主体的にまちづくりに取り組むことで、将来都市像である「うるおいある国際生活都市」の実現をめざします。

改定のポイント

まちづくりの進展や社会情勢の変化などを踏まえ、「港区まちづくりマスタープラン」に基づく個別計画やまちづくりの手引きとなるまちづくりガイドライン等を適宜策定・改定することで、DXの進展や脱炭素社会の実現に向けた取組の加速など、変わりゆく社会動向に対応したまちづくりの取組等を進めていきます。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」におけるまちづくり登録団体数 [※]	目標	—	22団体	達成	32団体
	実績	19団体	27団体		
まちの目標や方針を定める地区計画を決定する地区数	目標	—	48地区	達成	50地区
	実績	46地区	49地区		

※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

現状と課題

まちの将来像や方向性を共有したメリハリある市街地環境の向上

- 多様な暮らしと都市活動が展開される個性豊かな地域特性を背景として、まちの課題やあるべき姿は地域によって様々です。
- 今後も国際競争力の強化に向けた都市再生の推進が期待されていることから、一体的かつ計画的に都市基盤の整備と都市機能を充実していくことが求められます。
- それぞれの地域特性に応じて、住民、事業者、行政などがまちの将来像を共有し、誰もが安全で安心して住み続けられるまちづくりに連携して取り組むことが必要です。
- 都市開発諸制度を活用する大規模なまちづくりを適切に誘導するだけでなく、あらゆる機会をとらえて、市街地環境の向上に資するような計画を誘導する必要があります。

■ 開発事業を契機とした交流の場づくり



■ 地域と企業が連携した防災訓練





SDGsとの関係

主な取組

① まちの将来像の実現に向けた取組の推進

「港区まちづくりマスタープラン」に示すまちの将来像の実現に向け、区民、事業者、行政等が方針などを共有し、それぞれが連携して主体的にまちづくりに取り組んでいきます。また、社会情勢の変化などに応じて、個別計画等を適切に改定するなど、まちづくりの方針等を充実させるとともに、これらに位置付けられた取組等の進捗を計画的に管理し、着実にまちづくりを推進していきます。

② まちづくりガイドラインなどの策定と運用

地域特性を生かしたまちづくりの手引となるまちづくりガイドラインなどを、地域のまちづくりの動向や社会情勢の変化に応じて策定するとともに、必要に応じて適宜改定します。また、まちづくりの機運に合わせた地域のルールづくりなど、区民・事業者などの積極的な取組を支援・誘導します。

③ 地域特性に応じた土地利用の誘導

良好な居住環境と国際ビジネス拠点の両立をめざし、メリハリのあるまちづくりを促進するため、地域特性を踏まえながら適切に機能更新するとともに、社会情勢の変化に合わせ、必要がある地域においては柔軟に土地利用転換を推進するなど、適切に土地利用を誘導します。

④ 都市計画制度の適切な運用による持続可能なまちづくりの実現 (提言反映)

都市機能の更新や大規模な土地利用転換を伴うまちづくりについては、「港区まちづくりマスタープラン」などと整合を図りながら、道路・公園などの都市施設や地区のめざすべき将来像を設定する地区計画などの各都市計画制度を適切に運用し、持続可能なまちづくりの実現をめざします。

港区ならではの先進性・独自性

良好な居住環境と国際ビジネス拠点の両立をめざし、都市計画決定された地域特性を踏まえた数多くの地区計画などに基づき、適切にまちづくりを誘導することで、メリハリのあるまちづくりを促進しています。今後も続くことが予想される開発事業等を契機として、まちの課題解決を図っていきます。

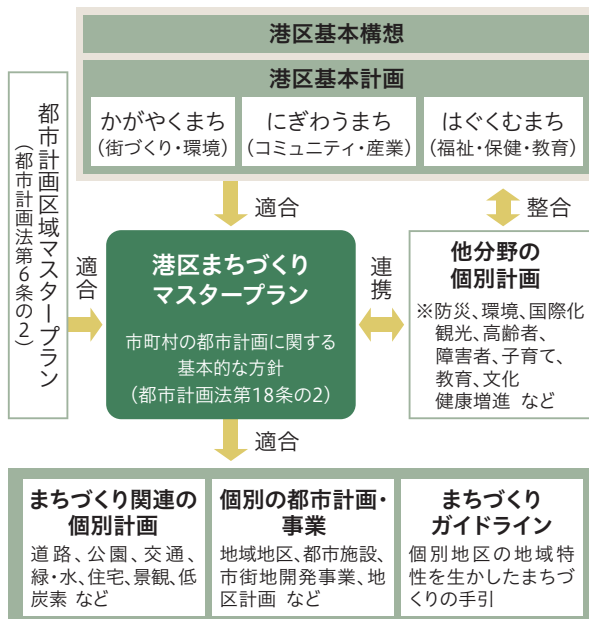
関連計画等

関連計画等の詳細

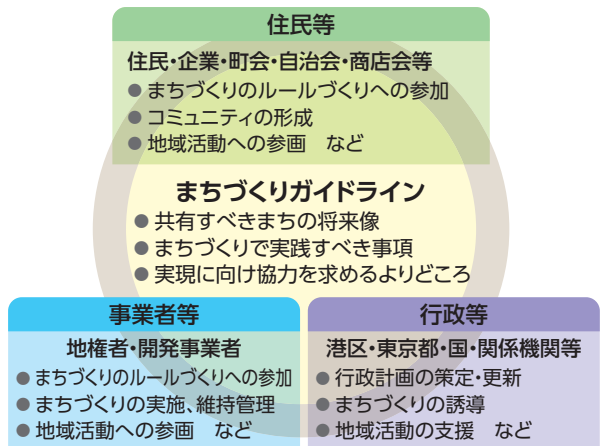


港区まちづくりマスタープラン ①～④

■ まちの将来像の実現に向けた計画等の体系



■ まちづくりガイドラインの実現に向けた各主体の役割



■ 公共空間を活用したイベント



資料:「港区まちづくりマスタープラン」(平成29(2017)年3月)を基に作成

政策1 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる

施策② 地域主体のまちづくりの推進

目標・期待する成果

地域の住民、企業、町会・自治会など多様な主体の参画と協働により、地域自らの発意と合意に基づいた「地域主体のまちづくり」を区が支援・誘導することで、地域の特性を生かした誰もが魅力的と思えるまちの実現をめざします。

改定のポイント

コロナ禍を経て、まちににぎわいが戻りつつある現在において、にぎわいの創出に資する取組など地域の魅力を高める様々な活動に対して社会的に関心が高まっていることを踏まえ、エリアマネジメント活動を促進する取組を新たに実施していきます。

成果指標

成果指標名	区分	前期の成果			計画目標値
		当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
まちづくり組織からの申請によりまちづくりコンサルタントを派遣する回数	目標	—	232回	未達成	268回
	実績	189回	220回		
アドプト制度を実施するための協定を結んでいる活動団体数	目標	—	145団体	達成	151団体
	実績	144団体	146団体		

現状と課題

地域発意に基づく地域主体のまちづくりの推進

- 区民の誰もが安全に安心して暮らせるまち、緑豊かなまち、にぎわいのあるまち、美しいまち、歴史や文化が感じられるまちなど、「まち」に対する想いは様々です。
- 近年のまちづくりは、快適で良好な環境を持続させるための「維持管理・運営」の視点にも関心が高まっています。地域資源を活用した継続的なにぎわいづくりなど、地域が主体となって地域の価値・魅力の向上を図るエリアマネジメント活動に取り組む機会を創出することが一層求められています。
- 区は、「港区まちづくり条例」による地域自らの発意と合意に基づくルールにより、地域特性に応じたきめ細かなまちづくりを推進し、区民参画の仕組みや支援制度の充実を図ってきました。
- 今後、こうした取組の利用促進を図るとともに、都市計画制度やエリアマネジメントを推進する「港区エリアマネジメントガイドライン(令和6(2024)年3月策定予定)」を活用し、人にやさしい良質な都市空間・居住環境を地域との協働により、維持・創造し、運営していく必要があります。

■ 地域で進めるまちづくりのイメージ



■ アドプト団体が管理する花壇





SDGsとの関係

主な取組

① 「港区まちづくり条例」に基づく 区民主体のまちづくりの支援 **拡充**

区民が主体的に地域に応じたまちづくりやルールづくりを進められるよう支援します。「港区まちづくり条例」に基づき、都市計画や不動産などの専門家を地域へ派遣するとともに、活動経費の一部を助成します。さらに、区の広報紙などを活用し、地域のまちづくり活動を広く周知することで、区民等のまちづくりへの参加意識を醸成します。

② エリアマネジメントの推進 **新規・提言反映**

地域住民、企業、地域団体などと連携し、公共的空間などの活用を促進することで、地域の個性を生かしたにぎわいづくりなど、地域の魅力・価値を向上させる地域主体のエリアマネジメント活動を促進します。地域のつながりや協力関係を育むことで、地域コミュニティの持続可能性を高めます。

③ 多様な主体との協働による 公共施設の維持管理・運営の推進

地域住民が利用する道路や公園については、清掃活動や花壇管理などの美化活動を進めるとともに、地域パトロールを実施するアドプト制度などを活用することで、地域特性や住民の意向を反映した維持管理・運営を行います。

港区ならではの
先進性・独自性

港区では、都市再生推進法人や「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」のまちづくり登録団体など、まちづくり活動を推進する主体が増えています。こうした団体との協働を図ることで地域の魅力を最大限に引き出し、地域コミュニティの充実と持続可能な発展を促すため、新たにエリアマネジメント活動の促進に向けた取組を進めていきます。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区まちづくりマスタープラン ①～③、港区緑と水の総合計画 ③

アドプト制度

アドプトとは「養子にする」という意味。地域の道路・公園等を「養子」に、区民などで構成する団体等を「里親」に見立てて、「養子」の美化、清掃等に「里親」が関与するという、一連の手続をアドプト制度(アドプト・プログラム)と呼びます。

政策1 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる

施策③ 事業者の環境への配慮とまちづくりへの貢献

目標・期待する成果

まちの特性や課題を踏まえ、大規模な開発に際しては区民の生活環境への配慮とともに、地域に貢献する公共施設や生活に便利な施設の整備など、良好な居住環境の形成を図るために、開発事業者に対し計画段階からの適切な指導・誘導を推進します。

改定のポイント

みなとタウンフォーラムからの提言を受け、開発区域内におけるオフィス・ビジネス機能と住宅機能との調和を図り、良好な住環境を確保できるよう、公園や広場、休憩スペースの設置など、開発事業者に対して住環境の向上に向けた取組を一層指導・誘導していきます。

成果指標

成果指標名	区分	前期の成果			計画目標値
		当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
開発事業によって良質な住宅と公園・広場などを整備する地区数※	目標	—	41地区	未達成	40地区
	実績	35地区	37地区		
生活利便施設等の設置件数	目標	—	1,491件	達成	1,665件
	実績	1,315件	1,519件		

※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を下方修正しました。

現状と課題

大規模開発を契機とした良好な居住環境の形成

- 大規模な開発によって新たなにぎわいの拠点が次々と誕生するとともに、中高層の共同住宅が急激に増加していることから、これまで培われてきた地域コミュニティや地域の環境などに大きな影響を及ぼす場合があります。
- 大規模な開発の計画に際しては、従前のまちの特性に十分配慮し、地域の新たな課題やニーズも踏まえて計画を検討する必要があります。その上で、区は開発事業者に対して、地域に貢献する公共施設等の整備、地球環境への負荷の軽減を考慮した省エネルギー・省資源型のまちづくり、緑の確保、周辺に及ぼす景観への配慮など、計画の段階から積極的に指導・誘導していく必要があります。

■ 区民・企業等との防災訓練の様子



■ 開発事業により整備された緑豊かな空間



出典:「港区みどりの街づくり賞・景観街づくり賞・区民景観セレクション」パンフレット



SDGsとの関係

主な取組

① 実効性のある環境アセスメントの推進

大規模な開発事業を計画している開発事業者に対して、当該事業が計画地周辺の環境に与える影響を予測させ、予測結果に応じて、周辺環境への配慮や対策を求めるとともに、ビル風の予測精度等を向上させるための調査や検討を進めます。

② 生活に便利な施設などの設置の協力要請 (提言反映)

地域の実情を踏まえた暮らしやすく良好な住環境を整備するため、一定規模以上の開発事業については、定住性の高い住宅やスーパーなどの生活に便利な施設の設置、道路などの公共施設の整備等について開発事業者に協力を要請します。

③ 良好なコミュニティ形成への協力要請

開発事業者に対し、開発などに伴う地域の環境や景観などへの影響を低減することのほか、地域のコミュニティに配慮すること、集合住宅入居者へ防災訓練やお祭り、アドプト制度、防犯パトロール等の地域活動への参加を促すことなどについて協力を要請します。

④ 地域に貢献する良質なプロジェクトの誘導

都市開発諸制度などを活用する大規模な開発事業を行う際に、安全で快適な道路・公園などの都市基盤や防災機能にも配慮した広場・緑地の整備を誘導し、人にやさしい良質な都市環境を創造します。

港区ならではの
先進性・独自性

港区は区北部の都市活力創造ゾーン、区南東部の広域交流活性化ゾーン、区南西部の地域活力向上ゾーンなど、各エリアによりまちの特色や個性に違いが見られます。それらのエリアや地域の特性に応じた適切なまちづくりの指導・誘導を行っています。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区環境基本計画 ①、港区住宅基本計画 ②、港区まちづくりマスタープラン ③④

政策1 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる

施策④ 地域特性を生かした魅力のある街並み景観の形成

目標・期待する成果

港区景観計画に基づき、建築計画等の事前協議制度や景観表彰制度を活用することで、港区特有の文化的・歴史的資源を生かした良好な景観を形成し、区民・事業者などの景観への意識の向上を図るとともに、魅力ある景観を発見、創出し、周知を推進します。

改定のポイント

景観表彰の受賞景観の周知に当たっては、これまでのパンフレット、区ホームページ、SNS等に加えて、令和5(2023)年度に新たに作成した電子マップや動画を効果的に活用し、より分かりやすく詳細に紹介することで、景観意識の向上と魅力ある景観の形成を一層推進していきます。

成果指標

成果指標名	区分	前期の成果			計画目標値
		当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
「区民景観セレクション」への応募件数	目標	—	633件	達成	933件
	実績	333件	723件		
「港区景観条例」に基づく事前協議の件数	目標	—	5,537件	未達成	7,757件
	実績	3,128件	5,456件		

現状と課題

貴重な景観資源の保全と、区民や事業者と連携した景観形成

- 港区は、台地から海辺まで起伏のある地形や、まとまった緑地などを骨格として、古くから継承される寺社や首都東京を象徴する近代建築物など、江戸以来の歴史の積み重ねを感じさせる景観資源が蓄積されています。
- 台地部などに広がる落ち着いた住宅地の街並みや、活発な都市活動により創出されたにぎわいのある街並みなど、地域ごとに個性的な街並みが創出されています。
- 良好な景観を形成するため、「港区景観計画」に基づき、貴重な景観資源を保全するとともに、「港区景観条例」に基づく事前協議制度などを活用し、建築物や屋外広告物のよりきめ細かな景観誘導を図るなど、積極的に景観施策を展開することが求められています。
- 港区には、区の景観を代表するランドマークとして、東京タワーやレインボーブリッジがあり、それらのライトアップにより魅力的な夜間景観を形成しています。一方で、芝浦港南地区には、東京湾につながる運河と、そこに架かる橋りょうがあり、地域住民からまちの特徴である水辺空間の魅力向上を期待する多くの声があります。

■ 景観表彰受賞施設などの展示



■ 港区区民景観セレクション受賞景観(愛宕神社参道の石段)



出典:「港区みどりの街づくり賞・景観街づくり賞・区民景観セレクション」パンフレット



SDGsとの関係

主な取組

① 事前協議制度を活用した景観誘導 提言反映

一定規模以上の建築物・工作物の新築などや屋外広告物の許可申請の機会を捉え、建築主や広告主などと「港区景観条例」に基づく事前協議を行い、形態・意匠・色彩、近年の課題であるデジタルサイネージなどについて、景観アドバイザーの助言も踏まえながら良好な街並みの形成に向けた指導・誘導を行います。

② 歴史的景観の保全

文化財などの指定を受けている建造物周辺において、「港区景観計画」に基づき、これらの建造物を核とした景観形成・保全を進めます。また、地域の景観上重要な建造物については、所有者の意向を踏まえた上で、景観重要建造物の指定について検討します。

③ 景観に関する啓発事業や表彰制度の活用

拡充・提言反映

区民や事業者など、港区の景観形成に携わる各主体が率先して良好な景観を育てていく機運を醸成するために、啓発事業や表彰制度を活用し、建築物や街並み、屋外広告物など、広く景観に対する意識の向上を図り、魅力あるまちづくりを推進します。区民から募集し選定した「区民景観セレクション」は、SNS、電子マップ、動画なども活用した幅広い周知に取り組みます。

④ 道路景観・環境の向上

道路や橋りょうの整備に当たっては、地元住民等の意見を踏まえながら、舗装、橋りょうの配色や街路灯、防護柵のデザインなど、地域と調和した道路景観を創出します。また、人通りの多い通りや公共公益施設の周辺の街路樹、植込み地など、毎年継続的に四季折々の花で彩ります。

⑤ 運河に架かる橋りょうと水辺のライトアップ

提言反映

芝浦港南地区の貴重な地域資源である水辺空間の魅力を更に向上させるとともに、東京タワーやレインボーブリッジと調和させた良好な景観形成と、地域コミュニティや観光・産業の活性化を図るため、橋りょうやモニュメントなどのライトアップを実施します。ライトアップの取組は、まち全体ににぎわいをもたらし、「光」を新たなまちの魅力として演出しながら、まちの魅力を世界に向けて発信していきます。

港区ならではの
先進性・独自性

区民が誇り、愛着を持つ景観を募集、表彰する港区区民景観セレクションを、平成29(2017)年度から毎年度実施しています。景観への意識啓発を図るため、パンフレット、SNS等での周知に加え、これまでの受賞景観を集約したリーフレットや動画を活用することで、更に周知を広めています。

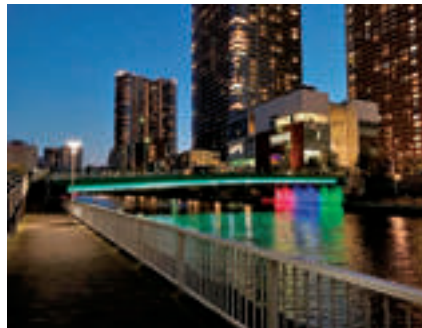
関連計画等

関連計画等の詳細



港区まちづくりマスタープラン ①～⑤、港区景観計画 ①～⑤、港区緑と水の総合計画 ④⑤

■ 汐彩橋のライトアップ



景観アドバイザー

都市景観に関する専門知識・経験を有する専門家で、建築物等の景観上配慮すべき事項について、事業者等と事前に相談や協議を行うために区長が委嘱している人のこと。

景観重要建造物

地域の景観上重要な建造物について、「景観法」に基づき区長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るもの。

デジタルサイネージ

いわゆる電子看板のこと。ネットワークに接続することで即時に情報を配信するのが特徴です。街中にある大型スクリーン、コミュニティバスや電車の車内にあるような小型のものなど、様々な形があります。

政策1 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる

施策5 快適な都心居住の実現

目標・期待する成果

区民の約9割が居住する共同住宅については、居住者が安心して住み続けられるよう適正な維持管理を促すとともに、防災や省エネ対策などにより社会的機能を高めることで、良質な住まいと住環境の形成を促進します。様々な理由により住宅に困窮する区民が、住み慣れた地域に安心して暮らせる住宅を確保できるよう、住宅セーフティネットの構築を促進します。

改定のポイント

管理組合によるマンションの適正管理と良質な住環境の形成を促進するため、新たに策定した「港区マンション管理適正化推進計画」を踏まえ、分譲マンション管理組合等を支援するための取組を一層推進していきます。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	達成状況	令和8(2026)年度末
マンション管理組合への管理アドバイザー及び建替え・改修支援コンサルタントの派遣件数 ^{※1}	目標	—	23件/年		34件/年
	実績	8件/年	30件/年		
中堅所得者向け住宅を活用した高齢型住戸の平均応募倍率 ^{※2}	目標	—	—		3.0倍
	実績	12.5倍	6.3倍		

※1 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

※2 令和5(2023)年度政策評価の結果を踏まえ、成果指標を変更しました。

現状と課題

人と環境にやさしく多様性を支える持続可能な都心居住

- 建物の老朽化と居住者の高齢化の進行に伴い、今後、マンション管理組合の機能低下などにより管理不全に陥るマンションが出てくる可能性があります。このため、管理不全を事前に防止し、適切なマンション管理を推進する支援が必要です。
- 低額所得者向け住宅については、公平・適正に運営するとともに、中堅所得者向け住宅を高齢者向け住宅へ活用することにより、住宅セーフティネットの構築を促進しています。今後は、高齢者だけでなく、様々な理由により住宅に困窮する区民に向けて、住宅セーフティネットの充実を図ることが課題です。
- シティハイツ高浜は令和7(2025)年度の竣工に向けて工事を進めるとともに、シティハイツ車町については、着工に向けた関係各所との協議を行っています。

■ カナルサイド高浜 (整備イメージ)



出典:「シティハイツ高浜等実施設計」

■ シティハイツ車町等複合施設 (整備イメージ)



出典:「シティハイツ車町基本設計」

■ シティハイツ港南高齢型住戸バリアフリー改修のイメージ

バリアフリー改修 2LDK(57.79㎡) Bタイプ例

改修前 改修後

① 段差解消、和室の洋室化(改修)

② 洗面脱衣室手すり、浴室手すりの設置(新設)



SDGsとの関係

主な取組

① 区民向け住宅の供給及び有効活用

【計画事業・重点課題6】

品川駅北周辺地区土地区画整理事業により整備される第二東西連絡道路の計画に伴い、影響を受けるカナルサイド高浜について建替えを行います。建替えに際しては、既存施設に加え、新たな施設の整備を行い、シティハイツ高浜、障害者グループホーム、宿泊所高浜荘、認可保育園、小規模多機能型居宅介護施設、障害福祉サービス事業所提供スペースの複合施設とします。シティハイツ車町については、泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業の施行に伴い、事業区域外での建替えを行います。建替えに際しては、既存施設に加え、新たな施設として、国際・文化交流拠点を整備します。また、都営住宅の移管については、東京都と引き続き協議します。

② 住宅関連情報の提供

区民向け住宅の入居者の募集に関する情報や都営住宅、都民住宅、JKK住宅（公社一般賃貸住宅）、UR賃貸住宅等の公的賃貸住宅についての情報を広報みなとや区ホームページ、住宅ガイド等で積極的に提供します。

③ 分譲マンション管理組合などへの支援 **【拡充】**

マンションの管理・修繕等に関するセミナーやすまいの専門相談などを実施するとともに、専門知識を持ったマンション管理士を派遣し、管理組合運営を支援します。また、管理組合が自ら適正な維持管理に取り組めるよう、区から能動的に働きかけるプッシュ型支援を実施するとともに、管理組合間での情報交換を目的とした港区マンション交流会を支援します。

④ 中堅所得者向け住宅の活用による住宅セーフティネットの構築

高齢者や障害者、その他様々な理由により住宅に困窮する区民が、住み慣れた地域に安心して住み続けられる住宅を確保するため、中堅所得者向け住宅を活用し、居住の安定確保を支援する住宅セーフティネットの構築をめざします。

⑤ 良好な住宅市場の形成への誘導 **【拡充】**

5年に1度分譲マンション実態調査を実施し、マンションの管理状況などについて把握します。また、建物性能や管理状況が適切なマンションが評価される流通市場の形成を促すため、「マンション管理計画認定制度」や「マンションみらいネット」などの活用の普及・啓発に努めます。

⑥ 老朽化マンションの建替えの支援

老朽化マンションの建替えについては、「建替え・改修支援コンサルタント派遣」、「建替え・改修計画案等作成費用助成」の普及・啓発により、円滑な合意形成に向けて支援します。また、「マンション建替法」に基づく建替事業の実施については、区分所有者の方々が、自らの発意と合意に基づき、適切かつ円滑に事業が推進できるように、マンション建替組合などの活動を支援・誘導します。

港区ならではの
先進性・独自性

運用を開始した「マンション管理計画認定制度」については、国の基準及び港区の独自基準による認定のほかに、港区独自の5つのカテゴリーのいずれかを満たすマンションを「みなと認定マンションプラス」として認定する制度を用意しています。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区住宅基本計画 ①～⑥、港区マンション管理適正化推進計画 ③⑤

政策1 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる

施策⑥ 誰にでもやさしいバリアフリーのまちづくり

目標・期待する成果

「港区バリアフリー基本構想」に示す、誰もが安全・安心かつ円滑に移動でき、いきいきと元気に暮らせる都市空間を形成するとともに、お互いを尊重し、ともに支え合う社会の実現をめざします。

改定のポイント

みなとタウンフォーラムからの、子育て中の親子や高齢者などが移動・散歩中に休憩できる場所の確保や、「心のバリアフリー」の啓発活動の推進についての提言を反映し、民有地へのベンチ設置や心のバリアフリーに関する教育活動などの取組を推進していきます。また、デジタル技術を用いた社会実験等を関係機関に要請するなど、先進的な取組を促進していきます。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	
駅のエレベーター・エスカレーターの整備率	目標	—	99%	達成	100%
	実績	98%	99%		
駅のホームドアの整備率	目標	—	87%	達成	90%
	実績	83%	89%		

現状と課題

交通結節点や公共施設等を中心とするバリアフリー空間の形成

- 都心の港区で誰もが安心して暮らせるバリアフリー社会を実現するため、道路などの交通基盤の整備、公共交通機関やバスなどの移動手段の確保、公共施設のバリアフリー化を計画的に進めています。
- 「港区バリアフリー基本構想」では、7地区(浜松町駅周辺地区、赤坂駅周辺地区、六本木駅周辺地区、白金高輪駅周辺地区、田町駅周辺地区、新橋駅周辺地区、品川駅周辺地区)の重点整備地区を指定し、交通事業者や施設管理者が策定するバリアフリーの事業計画の進行管理やその評価と見直しを段階的・継続的に進めます。
- 施設のバリアフリー化とともに、誰もが分かりやすいサイン表示や「やさしい日本語」での表記など、ユニバーサルデザインや国際化をめざした多様なニーズへの対応が求められています。
- バリアフリーのキーワードの一つである「心のバリアフリー」はまだ広く認知されていないことから、多様な世代の人々がお互いを思いやり支え合う社会の実現をめざし、心のバリアフリーを推進する取組を強化する必要があります。

■ 音響式信号機



■ 駅のホームドア





SDGsとの関係

主な取組

① バリアフリー化の計画的な推進

「港区バリアフリー基本構想」に基づき、重点的かつ一体的にバリアフリー化を推進します。また、道路、交通機関等の関係事業者が策定するバリアフリーの事業計画(特定事業計画)の進捗について、区民参画による推進協議会等における評価・見直しを通じたスパイラルアップ(段階的かつ継続的な発展)をめざします。

② 公共交通機関、駅周辺のバリアフリー化の促進

提言反映

エレベーターやエスカレーターの設置、ベビーカーへの対応、デジタルサイネージを活用した分かりやすい案内サインなど、誰もが利用しやすい設備や環境づくりについて、公共交通機関や駅周辺のバリアフリー化を関係機関に要請します。また、近年開発が進んでいる二次元コードやスマートフォンアプリなど、障害者や移動が困難な人の行動を支援するデジタル技術を活用した社会実験等への取組を関係機関に要請します。

③ 駅のバリアフリー化の促進 (拡充)

ホームドアの設置など、駅が安全・安心で誰もが利用しやすい設備となるよう関係機関に要請します。さらに、駅から様々な目的地までより円滑に移動できるよう、各ホームから駅の地上出口までバリアフリー化されたルートを複数確保することについて、関係機関に要請します。

④ 誰もが歩きやすい歩行環境の形成 (新規・提言反映)

子育てをしている親子や高齢者などが移動・散歩中に安全で安心して休憩できる場所を確保するため、民間開発の際に民有地を活用し、沿道へのベンチ設置を誘導するなど、誰もが歩きやすい歩行環境の形成を図ります。また、現在公開しているベンチマップ「みんなのベンチ・みなと」を随時更新し、区民や来街者への情報提供を進めます。

⑤ 「心のバリアフリー」の推進 (新規・提言反映)

「心のバリアフリー」の認知度向上に向けて、事業者と協力し、イベントやメディア等を通じた情報発信により普及・啓発に取り組みます。また、港区社会福祉協議会等の関係機関と連携し、学校教育や生涯学習の場面において研修や講習会を行うことで、バリアフリーの担い手の育成を図ります。

港区ならではの
先進性・独自性

港区は多様な人々が暮らし、集まるまちとして、誰もが安全に安心して快適に移動できる環境を形成することが求められています。その実現に向け、ユニバーサルデザインを加速する施策を推進するとともに、「心のバリアフリー」の普及・啓発にも取り組むなど、世界に認められるバリアフリー社会をめざします。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区バリアフリー基本構想 ①～⑤

■ 区有地を活用した地下鉄駅のバリアフリー化(エレベーター設置)



ユニバーサルデザイン

全ての人のためのデザイン、あるいは普遍的なデザインという意味。ユニバーサルデザインは、できるだけ多数の人々が利用できる製品・建物・環境を実現することを目的としています。

ホームドア

ホーム上の利用者への安全対策の一つで、線路内への転落事故や列車との接触事故を未然に防ぐため、駅のホームで線路に面する部分に設置された可動式の開口部を持った仕切りのこと。

政策2

世界に開かれた先駆的で活力ある まちの基盤を整備する

政策の
めざす
方向性

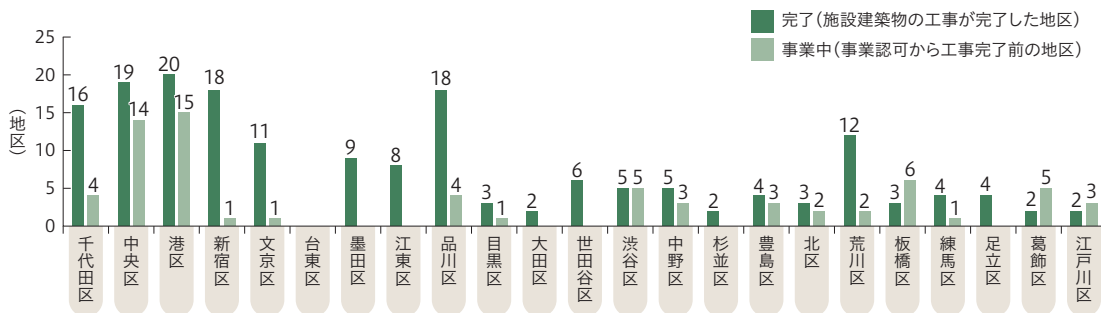
道路、歩道、橋りょう等の整備や電線類地中化を推進し、バリアフリーに配慮した安全で快適な歩行空間や円滑な交通の確保、緑のネットワークや良好な景観の形成、防災機能の向上を図ります。区民等の憩いや交流を生み、緑化や防災の拠点であるとともに、にぎわい空間のある公園、児童遊園等の整備を推進します。また、やすらぎとてなしの公衆トイレづくりをめざし、公衆トイレや公園トイレを誰もが安心して気持ち良く利用できる空間へと整備します。さらに、市街地再開発事業等の諸制度を活用し、誰もが安全で快適に利用でき、多くの外国人が住み、大使館や国際的な企業が集積する港区の地域特性に配慮した、世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備します。

港区の現状

特別区内の市街地再開発事業の実施状況

特別区では、市街地再開発事業が22区で実施されています。特に都心の千代田区、中央区、港区、新宿区においては事業箇所数が多く、市街地再開発事業を活用することで都市機能の更新を図っていることが分かります。

▶ 特別区内の市街地再開発事業の実施状況(令和4(2022)年10月現在)



資料:東京都都市整備局ホームページ「市街地再開発事業について」を基に作成

自転車通行空間の整備延長

「港区自転車通行空間整備計画」(令和5(2023)年3月)で示す自転車ネットワーク目標値47.8km、誘導ルート12.8kmの早期実現に向けて、計画的に自転車通行空間の整備を進めています。

▶ 整備目標値

	現状値 令和4(2022)年3月	中間目標値 令和9(2027)年度	目標値 令和14(2032)年度
自転車ネットワーク	26.7km(56%)	37.3km(78%)	47.8km(100%)
誘導ルート	0.0km(0%)	6.4km(50%)	12.8km(100%)

資料:「港区自転車通行空間整備計画」(令和5(2023)年3月)を基に作成



SDGsとの関係

改定のポイント

自転車通行空間の整備に加え、令和5(2023)年3月に策定した「港区自転車通行空間整備計画」に基づき、子育て中の親子を支援するため、保育園や幼稚園等の子育て施設と連携し、施設周辺の道路において子育て送迎ルートの整備を推進していきます。

成果指標

成果指標名	区分	前期の成果			計画目標値	
		当初	中間	達成状況	中間	最終
		令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度末
政策2 「世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する」について満足している区民の割合※	目標	—	40.1%			
	実績	37.1%	54.3%	達成	57.6%	58.7%

※ 令和4(2022)年度時点の実績を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

政策体系

政策2 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する

施策① 安全で安心に移動できる道路の整備

主な取組

- 都市計画道路の整備 **拡充** (計画事業・重点課題2)
- 歩道の整備 **拡充・提言反映** (計画事業・重点課題5)
- 電線類地中化の推進 **拡充・提言反映** (計画事業・重点課題2)
- 歩車共存道路の整備 (計画事業・重点課題5)
- 橋りょうの計画的な整備 (計画事業・重点課題2)
- 自転車通行空間整備の推進 (計画事業・重点課題4)
- 子育て送迎ルート整備の推進 **新規** (計画事業・重点課題3)
- 安心して移動できる道路の情報発信の推進 **新規・提言反映**

施策② 都心機能を支え、人にやさしくにぎわいのある公園の整備

主な取組

- 都市計画公園の整備 **拡充・提言反映** (計画事業・重点課題2)
- 公園の整備 **拡充・提言反映** (計画事業・重点課題4)
- 児童遊園の整備 (計画事業・重点課題4)
- 上下水道施設上部利用公園の整備
- プレーパークの推進
- 親子のあそび場づくり(あそびのきち)

施策③ 安全で快適に利用できる公共施設の整備

主な取組

- 快適な公衆・公園トイレの整備 **拡充・提言反映** (計画事業・重点課題4)
- 案内標識の整備
- 地上・地下の立体空間の利用 **提言反映**
- 小広場(ポケットパーク)の整備

施策④ 市街地再開発事業等諸制度の活用と支援

主な取組

- 市街地再開発事業への支援 **提言反映** (計画事業・重点課題2)
- 品川駅改良に伴う事業の推進 (計画事業・重点課題4)
- 都市の再生の推進
- 市街地再開発事業等の評価

政策2 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する

施策① 安全で安心に移動できる道路の整備

目標・期待する成果

都市防災機能の強化や安全・安心で快適な歩行空間の創出などを図るため、電線類地中化を推進するとともに、緑のネットワークの整備やバリアフリーに配慮した、誰もが安全で安心に移動できる道路の整備を推進します。安全で円滑な道路交通を確保するとともに、災害時の避難路を確保するため、橋りょうの架替え工事や耐震補強工事を計画的に推進します。

改定のポイント

歩道の整備に合わせ、歩道有効幅員が確保できる道路においては、日陰を確保できる街路樹を設置し、緑のネットワークを通じて、みなとタウンフォーラムの提言である歩きたくなる散歩道の整備を推進していきます。

成果指標

成果指標名	区分	前期の成果			計画目標値
		当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
区道における電線類地中化率 [※]	目標	—	23.6%	未達成	23.7%
	実績	23.0%	23.1%		
橋りょうの架替え及び改良(耐震補強)工事の整備率	目標	—	87.0%	未達成	87.1%
	実績	77.4%	77.4%		

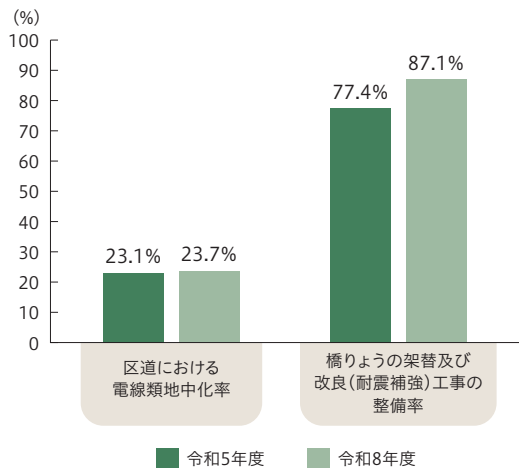
※ 補助第7号線(桜田通り区間)及び白金台一丁目の2区間が令和5(2023)年8月時点で最終目標値である令和8(2026)年度に完了しない見込みのため、計画目標値を下方修正しました。

現状と課題

誰もが安全で安心に移動できる道路の整備

- 道路整備においては、電線類の地中化や道路緑化、自転車通行空間の充実を図るとともに、安全で安心に移動できる快適な歩行空間を確保するため、バリアフリー化を推進する必要があります。特に、電線類の地中化は、震災等による電柱の倒壊や電線の切断により、区民の避難や緊急車両の通行等の妨げとなり得るため、積極的に進めていく必要があります。
- 地域特性を踏まえた道路とするため、区民の参画を得ながら、緑のネットワークやバリアフリーに配慮した整備を進める必要があります。

■ 区道における電線類地中化率及び橋りょうの整備率





SDGsとの関係

主な取組

① 都市計画道路の整備 **拡充** (計画事業・重点課題2)

都市計画道路の整備は、都市計画決定に基づき、安全で快適な歩行空間の確保、円滑な交通の流れ、緑のネットワークづくり、景観形成、防災機能の向上など、多面的な効果を目的として行っています。都市計画道路補助第7号線などの整備によって都市機能の集積を進めるとともに、災害時における避難場所へのアクセス性向上や歩行者の安全な通行空間の拡充など、地域の防災上、重要な機能を確保していきます。

② 歩道の整備 **拡充・提言反映** (計画事業・重点課題5)

自動車と歩行者の通行空間を分離し、歩行者の安全を確保するとともに、防災機能の向上やバリアフリーに配慮した、誰もが安全で安心に移動できるゆとりある歩道の整備や、日陰を確保できる街路樹を配置して、緑のネットワークを整備していきます。また、整備に当たっては自転車の通行空間についても検討し、整備を推進していきます。

③ 電線類地中化の推進

拡充・提言反映 (計画事業・重点課題2)

「港区無電柱化推進計画」に基づき、都市防災機能の強化や安全・安心で快適な歩行空間の創出、美しい街並み景観の形成などを図るため、電線類地中化を優先的に取り組む地域や路線を示し、計画的に推進します。また、地上機器の小型化や工期を縮減する方式などの新技術を活用し、電線類の地中化を推進します。

④ 歩車共存道路の整備 (計画事業・重点課題5)

道路幅員が狭く歩道の整備が困難な区民の日常生活に密着した道路において、その道路を通過する自動車の交通量や速度を抑制し、歩行者優先の安全で安心な通行空間の確保と交通事故防止のための整備を行います。整備に当たっては歩行者の通行帯のカラー化などを行い、視覚的に歩行者優先の通行空間を創出し、歩行者と自動車などの共存化を図ります。

⑤ 橋りょうの計画的な整備 (計画事業・重点課題2)

安全で円滑な道路交通を確保するとともに災害時の避難路を確保するため、橋りょうの架替え工事や耐震補強工事を計画的に行います。橋りょうの架替えに当たっては、周辺の景観と調和したデザインとなるよう配慮した上で、整備を行います。

⑥ 自転車通行空間整備の推進 (計画事業・重点課題4)

誰もが安全・安心で快適に道路を利用できるよう、「港区自転車通行空間整備計画」に基づき自転車利用環境の整備を推進します。整備に当たっては、所轄警察署や国道、都道の管理者等と連携し、自転車専用通行帯や自転車ナビマーク等により、歩行者、自転車、自動車を分離した自転車通行空間を整備します。

⑦ 子育て送迎ルート整備の推進

新規 (計画事業・重点課題3)

子どもを乗せた自転車の安全な通行を支援するとともに、歩行者や自転車に対して子育て施設につながる道路としての認識を促すため、自転車ナビマークの設置や案内サインの掲示、路側帯の路面塗装などを進めることで、道路を通行する全ての人が気付き、理解できるよう、「港区自転車通行空間整備計画」に基づき子育て送迎ルートの整備を推進します。

⑧ 安心して移動できる道路の情報発信の推進

新規・提言反映

区道の破損等について、事前にスマートフォン等にインストールされたアプリケーションを通じて区民から情報提供を受ける「道路通報システム」を導入しています。今後、他自治体の動向を踏まえながら、当システム更新のタイミングで効果的な情報発信方法を検討します。

港区ならではの
先進性・独自性

港区には、区立、私立の保育園や幼稚園など、多くの子育て施設が立地しています。子どもを乗せた自転車を使って通園する保護者の安全な通行を支援するとともに、同じ道路を通行する歩行者と自転車との区別を図るため、子育て送迎ルートを整備します。

関連計画等

港区まちづくりマスタープラン ①、港区バリアフリー基本構想 ②④、港区無電柱化推進計画 ③、港区自転車交通環境整備計画 ⑥⑦、港区自転車通行空間整備計画 ⑥⑦

関連計画等の詳細



自転車ナビマーク

自転車と矢印を組み合わせた記号をペイント等によって路面表示し、自転車の通行部分及び進行方向を示すもの。

政策2 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する

施策② 都心機能を支え、人にやさしくにぎわいのある公園の整備

目標・期待する成果

公園や児童遊園等の整備により、港区固有の自然や歴史を保全しつつ、個性ある都市景観の創造に資するとともに、都市環境負荷の軽減や防災性の向上につなげます。また、港区に暮らす人、働く人にとって、やすらげる場所となるとともに、レクリエーション利用を通じて人々が集う場となり、にぎわいのある空間となるよう公園整備を進めます。さらに、障害の有無などにかかわらず、子どもたちが安全に楽しく遊べるインクルーシブな遊び場の導入を検討し、整備を進めていきます。

改定のポイント

「港にぎわい公園づくり推進計画」に基づき、特性やニーズに応じた、のびのび遊べる公園、くつろぎ憩える公園、健康づくりを楽しむ公園、緑・自然に親しむ公園、歴史・文化にふれる公園づくりを進めます。また、公園の基本的機能の向上として、インクルーシブな遊び場の整備、防災機能の強化、「2050年ゼロカーボンシティ」の達成に向けた取組の推進等を進め、さらに、プレーパークやあそびのきちの推進により、区民協働の公園づくりを進めます。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
利用者アンケートによる公園等の整備前後の満足度	目標	—	80%以上	達成	80%以上
	実績	80%以上	80%以上		

現状と課題

都心機能を支え、人にやさしくにぎわいのある公園の整備

- 公園や児童遊園等の整備に際しては、誰もが使いやすいように、バリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインを考慮し、設計する必要があります。
- 公園の多くが、震災等に際して一時的に避難する場所となっています。マンホールトイレなど防災施設の設置を進め、防災機能の強化を図る必要があります。
- 子どもの人口が増加したことを背景に、遊具やのびのび遊べる空間、保育園等の代替園庭としての利用など、遊びの利用に関するニーズが拡大しており、対応を図る必要があります。
- 新型コロナウイルスの感染拡大を機に、在宅勤務の増加などにより、身近な場所での遊びや心身のリフレッシュの場として整備する必要があります。
- 計画段階から区民参画の手法を取り入れ、地域特性や区民のライフスタイルに合わせて既存公園の再整備を進める必要があります。





SDGsとの関係

主な取組

① 都市計画公園の整備

【拡充・提言反映】【計画事業・重点課題2】

都市計画公園の整備は、都市計画決定に基づき将来的に公園にする区域の用地を取得し、計画的に公園の拡張や新設を行っています。都市計画公園が整備されることで、公園からまちのにぎわいを生み出すとともに、オープンスペースとして都市に潤いを与え、ヒートアイランド現象緩和の役割を果たすなど、誰もが憩える公園環境を整備します。さらに、災害時において地域集合場所となるなど、防災活動拠点の機能を有する公園としても整備を推進します。

② 公園の整備 【拡充・提言反映】【計画事業・重点課題4】

公園は誰もが利用できる空間として、休息やレクリエーション、地域のコミュニケーションの場、さらに、緑の拠点や災害時の地域集合場所、防災活動拠点、保育園の代替園庭機能、インクルーシブな遊び場など、求められる役割や区民ニーズが年々多様化しています。計画段階から区民参画の手法を取り入れ、地域特性や区民のライフスタイルに合わせて公園の整備を進めます。

③ 児童遊園の整備 【計画事業・重点課題4】

地域の子どもたちが安全に遊べる身近な場所、また、地域の大人や高齢者にとっても身近なコミュニティ形成の拠点の一つとして、安心して集い、和める、魅力ある児童遊園を整備します。また、保育園の代替園庭となることを考慮した施設整備や、子どもの遊び空間と隔たりがある場所では利用実態を踏まえた施設整備を検討します。

④ 上下水道施設上部利用公園の整備

芝浦水再生センター再構築事業の進捗に合わせ、段階的に上部利用公園の拡充が図られるよう東京都下水道局と調整し、区民の意向が十分反映されるスポーツ・レクリエーション機能を持った公園の整備を進めます。また、JR高輪ゲートウェイ駅東側連絡通路の整備により、JR高輪ゲートウェイ駅と芝浦水再生センターまでのアクセスを確保します。

⑤ プレーパークの推進

子どもたちが自由のびのびと思い切り遊べるように場所と機会を提供するとともに、遊びをとおして子どもたちの豊かな心身の発育を支えるため、プレーパーク事業を推進します。住民組織により実施している公園等では、更なる充実や常設化を図るとともに、新たな住民組織の発掘と5地区それぞれへのプレーパークの設置をめざします。

⑥ 親子のあそび場づくり(あそびのさち)

0歳から5歳までの未就学児とその保護者を対象に、親子が安全・安心に自然遊びを楽しめる場として、また、身近な子育て支援の場として、あそびのさち事業を推進します。プレーパーク事業と連携し、乳幼児期から学童期までの成長に合わせた外遊びを展開し、子どもの心身の発達や豊かな成長を促します。

港区ならではの
先進性・独自性

公園や児童遊園等の整備により、港区固有の自然や歴史を保全しつつ、個性ある公園づくりを進めるとともに、インクルーシブな遊び場の整備、防災性の向上、都市環境負荷の軽減につなげます。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区まちづくりマスタープラン ①②③⑤、港区緑と水の総合計画 ①～⑤、
港にぎわい公園づくり推進計画 ①～⑥、港区バリアフリー基本構想 ①～④

インクルーシブ

年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、多様な人々を受け入れ、あらゆる属性においても排除をしないという包摂の概念のこと。

マンホールトイレ

震災時にマンホールの蓋を開け、その上に組み立て式の仮設トイレを設置するもの。

オープンスペース

公園・緑地、水辺、広場等の公共的な空間や、道路空間と連続した民有地で、一般に開放され自由に通行又は利用することのできる、開放的で広がりのある空間。

ヒートアイランド現象

郊外に比べ、都市部ほど気温が高くなる現象のこと。

プレーパーク

子どもがのびのびと思い切り遊べるように禁止事項を少なくし、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことを大切にして、子どもが遊び場にある道具や廃材、自然素材を使って、自分のしたいことに挑戦し、実現していくことで、子どもが遊びをとおして豊かに育つことを支えていく場所。冒険遊び場ともいいます。

政策2 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する

施策③ 安全で快適に利用できる公共施設の整備

目標・期待する成果

子どもから大人まで誰もが安全で快適に利用できる空間とするため、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を踏まえた施設整備を進めます。また、緑の量を増やし、潤いある生活環境をつくるため、小広場（緑地）の整備を進めます。

改定のポイント

やすらぎともてなしの公衆トイレづくりをめざし、公衆トイレを誰もが安心して気持ちよく利用できる空間へと整備することを目的に、令和5(2023)年4月に「「進めよう！おもてなし公衆トイレ」整備方針」を策定しました。今後、整備方針に基づき、男女それぞれへの個室トイレの整備や照明による明るい空間の整備、緊急時押しボタンの設置など、計画的に整備を進めていきます。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
バリアフリートイレの整備率※	目標	—	73.5%	達成	78.1%
	実績	72.4%	73.5%		
大規模開発等により整備された緑地の箇所数	目標	—	28か所	達成	29か所
	実績	25か所	28か所		

※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

※ 公衆トイレや公園トイレにおける整備可能なトイレに対する比率

現状と課題

誰もが安全で快適に利用できる公共施設の整備

- 公衆トイレは、あらゆる人々の利便に供するとともに、都市の景観と衛生に貢献しています。区民、在勤者をはじめ、国内外から港区を訪れる全ての人々に向けて、安心して気持ち良く利用できるよう計画的に整備を進める必要があります。
- 案内標識は、多言語対応やピクトグラムを用いて設置し、外国人や来街者にも容易に理解できるよう配慮する必要があります。



SDGsとの関係

主な取組

① 快適な公衆・公園トイレの整備

【拡充・提言反映】【計画事業・重点課題4】

「進めよう!おもてなし公衆トイレ」整備方針に基づき、男女それぞれへの個室トイレの整備を進めるとともに、バリアフリー対応のトイレや内外部の照明、緊急時押しボタンの設置等により、誰もが安全で快適に利用できる公衆トイレや公園トイレを整備していきます。

② 案内標識の整備

国際化にも配慮した多言語対応やユニバーサルデザイン、ピクトグラムを用いて、誰もが容易に理解できる案内標識類の設置や更新を進めます。また、歴史・文化資源を有する公園等においては、区の歴史・文化を説明する表示板を設置します。

③ 地上・地下の立体空間の利用【提言反映】

安全で快適なまちを実現するため、駅周辺の開発に合わせ、地下歩行者通路を整備し、地上と地下をバリアフリーに配慮した重層的な歩行者ネットワークでつなげることで、駅周辺の混雑緩和を図るとともに、歩行者の安全性と利便性を確保します。

④ 小広場(ポケットパーク)の整備

大規模な民間開発などの際は、区民や働く人の憩いの場となる街角の小広場(緑地)の整備を進めます。区は、開発事業者に周辺の公園等と民有地の広場との連続化や、区民や在勤者、来街者の利用しやすさの観点から、小広場(緑地)の配置や整備内容等について指導・誘導していきます。

港区ならではの
先進性・独自性

「進めよう!おもてなし公衆トイレ」整備方針では、区内の公衆トイレや公園トイレを象徴性や独創性のあるデザインと清潔な利用環境とするための新たな機能を備えた次世代の公衆トイレとすることをめざしています。トイレの内外部の照明や出入口の防犯カメラ、緊急時押しボタンの設置等により、誰もが安心して気持ち良く利用できる空間へと整備を進めます。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区まちづくりマスタープラン ③④、港区緑と水の総合計画 ④、港区バリアフリー基本構想 ③、港にぎわい公園づくり推進計画 ①

■ 一ノ橋際公衆便所



ピクトグラム

言葉を使わなくても情報を伝えられるように、単純な図で視覚的に表現する記号のこと。「絵文字」「絵単語」とも呼ばれます。

政策2 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する

施策④ 市街地再開発事業等諸制度の活用と支援

目標・期待する成果

市街地再開発事業等の都市開発諸制度や土地区画整理事業により、道路、公園などの公共施設や交通基盤を整備・拡充するとともに、地域特性を生かした親水空間などの整備や、社会情勢を見据えた安全・安心で快適な質の高い都市機能を導入することで、職住環境や利便性、防災機能の向上、環境負荷の軽減等を図り、誰もが安心、快適に住み続けられるまちづくりを推進します。

改定のポイント

みなとタウンフォーラムの提言を受け、社会動向や地域の実情に応じた都市機能の集積と道路や公園などの都市基盤整備を一体的に行うことで、防災機能や住環境の向上を一層図っていきます。

成果指標

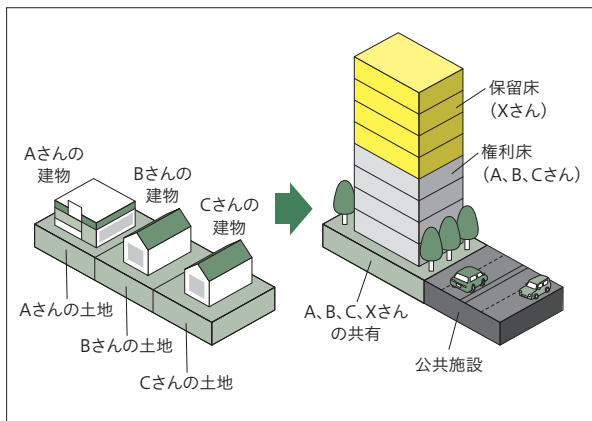
成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	達成状況	令和8(2026)年度末
密集した老朽建築物が更新され、防災機能や安全性が向上した面積	目標	—	125.8ha	未達成	138.5ha
	実績	73.6ha	107.9ha		

現状と課題

地域の特性を生かした人にやさしい良質な都市空間・居住環境の創出

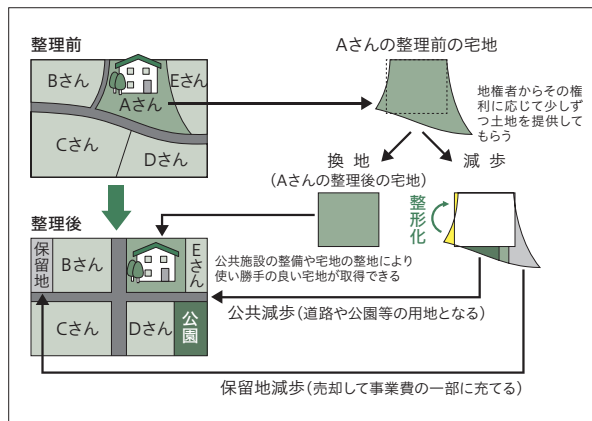
- 地域の強みを増し、各地域の特性を生かした安全・安心で快適な住環境を保全・整備し、多様な人々の生活・就業空間を形成していくため、建築物や都市・生活基盤の一体的な整備が必要な地域があります。
- このような地域では、様々な事業手法を活用し、地域に密着したきめ細かなまちづくりを進める必要があります。
- 社会的責務として、環境負荷の軽減や大規模災害への対策、地域に調和した良好な住環境の創出などの地域貢献について、開発事業者に求めることが重要です。

市街地再開発事業の仕組み



資料：国土交通省都市局ホームページ「市街地再開発事業」を基に作成

土地区画整理事業の仕組み



資料：国土交通省都市局ホームページ「土地区画整理事業」を基に作成



SDGsとの関係

主な取組

① 市街地再開発事業への支援

提言反映 **計画事業・重点課題2**

自然災害への対応や職住環境の向上を図るため、老朽建築物の更新や建築敷地の統合、都市基盤の整備を一体的に行うことが求められています。地域の方々が、自らの発意と合意に基づき、都市基盤の整備や職住環境の向上など、地域の実情に応じたまちづくりを進めていくため、市街地再開発組合等に対し補助金を交付するなど、市街地再開発事業を支援します。

② 品川駅改良に伴う事業の推進 **計画事業・重点課題4**

品川駅は、羽田空港の国際化やリニア中央新幹線の整備により、広域的なアクセス性や交通の拠点性が高まる中、交通結節点として機能の拡充が求められています。このため、国内外からの来訪者にも分かりやすく、利便性の高い駅空間の形成や、駅構内での複雑な乗換動線の解消とともに、高輪地区と芝浦港南地区との東西地域間の連絡性の強化に向けて、連続立体交差事業や鉄道駅総合改善事業を推進します。

③ 都市の再生の推進

業務、商業、居住など多様な都市機能の整備や防災機能の強化を図ることで、既存市街地の魅力的な空間への再生を推進します。その際、地区計画や都市再生特別地区などの活用により、適正な建築計画を指導・誘導するとともに、道路や公園などの公共施設を含めた市街地の一体的整備に向けて、土地区画整理事業など必要な手法の活用を併せて指導・誘導します。

④ 市街地再開発事業等の評価

市街地再開発事業の整備が完了した地区について、事業効果等を容易に確認できるようにするため、市街地再開発事業の事後評価制度を活用します。地域特性に応じたきめ細かなまちづくり、地域の個性を生かした市街地整備など、各事業の特性に応じた事業効果についても評価します。

港区ならではの
先進性・独自性

市街地再開発事業の整備が完了した地区について、市街地再開発事業の事後評価制度を活用し、評価結果を区民や事業者など、広く社会に公表することで、新たな市街地再開発事業の計画に対する支援の際に活用していきます。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区まちづくりマスタープラン ①～④

■ 土地区画整理事業の活用により整備された市街地（汐留地区）



出典：東京都都市整備局ホームページ「汐留地区」

■ 市街地再開発事業による建築物と公共施設等の整備イメージパース（白金一丁目東部北地区市街地再開発組合）



提供：白金一丁目東部北地区市街地再開発組合

政策3

快適な暮らしを支える 交通まちづくりを進める

政策の めざす 方向性

鉄道駅利用者が集中する自由通路や駅前広場など駅周辺の交通機能を充実し、円滑な歩行空間を確保します。駐車場地域ルールの方策により、車両のうろつき等による交通渋滞の抑制や徒歩での移動を中心とするまちづくりを進めていくことで、環境負荷の少ない交通環境を実現します。

自転車等駐車を整備し、放置自転車等の解消をめざします。区民生活を支え、区民福祉の向上に寄与する港区コミュニティバス、台場シャトルバスに加え、地区内の回遊性と利便性を高める自転車シェアリングなどの地域公共交通サービスを充実させます。交通安全意識の高揚を図り、区内の交通事故の防止に取り組みます。

港区の現状

区内広域交通ネットワークは今後も拡大予定

区内の公共交通ネットワークは、鉄道、地下鉄、バスなど、既存の公共交通網に加え、令和2(2020)年には、JR高輪ゲートウェイ駅と東京メトロ日比谷線虎ノ門ヒルズ駅の開業や、東京都臨海部をつなぐ東京BRTの運行が相次いで開始しています。今後も、リニア中央新幹線の開業や東京メトロ南北線品川延伸が予定されていることから、新たな広域交通需要に対応して乗換や乗継等の交通機能を充実させていく必要があります。

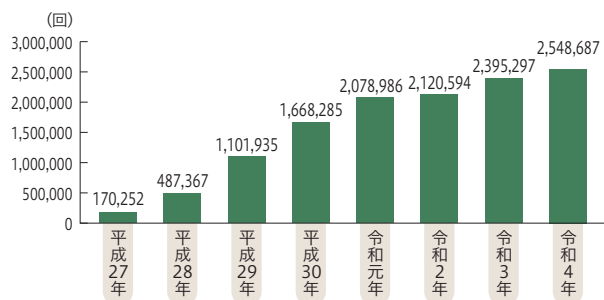
▶ 港区コミュニティバス「ちいばす」



地域交通の安定的かつ継続的な運行

区は、港区コミュニティバス「ちいばす」、台場シャトルバス「お台場レインボーバス」、自転車シェアリングの3つの地域交通サービスを提供しています。コロナ禍での外出自粛などの影響により利用者が減少したバスや自転車シェアリングについて、アフターコロナに向けて、安定的かつ継続的なサービス提供をしていく必要があります。

▶ 自転車シェアリングの年間利用回数



区内の交通資源を総動員させていく必要が高まっている

鉄道や地下鉄などの広域公共交通ネットワークに加え、ちいばすなどの地区内移動を補完する地域交通ネットワークとの連携を図り、各交通手段の適切な役割分担に基づく交通体系の構築をめざす必要があります。また、新たなモビリティの導入促進や開発など新たなまちづくりと連動した短距離交通システムの充実を図る必要があります。



SDGsとの関係

改定のポイント

社会の脱炭素化や新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、交通を取り巻く環境が大きく変化しており、持続可能な交通手段を確保していくため、新たなモビリティへの対応や交通利用者の利便性向上の取組を推進していきます。また、みなとタウンフォーラムからの提言を反映し、バス停での情報発信やMaaSの取組を一層進めていきます。

成果指標

成果指標名	区分	前期の成果			計画目標値	
		当初	中間	達成状況	中間	最終
		令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度末
政策3 「快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める」について満足している区民の割合※	目標	—	37.8%	達成	54.9%	55.9%
	実績	35.0%	51.7%			

※ 令和4(2022)年度時点の実績を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

政策体系

政策3 快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める

施策① 駅周辺の交通機能の充実

主な取組

- 1 JR各駅の自由通路の整備
- 2 駅前広場の確保 **提言反映**
- 3 地下鉄出入口周辺の広場の整備

施策② 駐車施設の確保・整備

主な取組

- 1 自転車等駐車場の整備・改修 **計画事業・重点課題6**
- 2 駐車場地域ルールの策定
- 3 公共駐車場の利用促進
- 4 自転車の活用推進
- 5 民設民営による自転車等駐車場の整備

施策③ 交通まちづくりの推進

主な取組

- 1 港区コミュニティバスの運行 **提言反映**
- 2 台場シャトルバスの運行の支援
- 3 自転車シェアリングの推進
- 4 MaaSを活用した交通サービスの利便性向上の促進 **拡充・提言反映**
- 5 新技術・新モビリティの導入促進 **拡充**
- 6 脱炭素社会の実現に向けた環境に配慮した車両の導入促進 **新規**

施策④ 交通安全の確保

主な取組

- 1 交通安全意識の高揚
- 2 子どもと高齢者への交通安全教育の推進 **新規**
- 3 自転車の安全利用の推進 **新規**
- 4 新たなモビリティの利用者の安全意識の向上 **新規**

政策3 快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める

施策① 駅周辺の交通機能の充実

目標・期待する成果

開発事業者や交通事業者等への要請により、歩行者が快適に通行でき、駅施設や周辺地域とつながる緑豊かな安全・安心でバリアフリーに配慮した歩行者空間や滞留空間の整備を促進することで、立体的に有効活用した駅前広場空間の創出を図ります。

改定のポイント

開発事業者や交通事業者等を指導・誘導することで、バリアフリーに配慮した歩行者空間の確保など、環境整備や地区の特性に応じた空間の整備に一層取り組みます。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
地下鉄駅出入口周辺に地域広場が整備された地区数	目標	—	15地区	達成	20地区
	実績	12地区	15地区		

現状と課題

利用者が増加・集中する駅から周辺へとつながる快適な歩行者空間の確保

- 駅周辺の大規模な開発による就業人口・居住人口の増加に伴い、歩行者が快適に通行できる環境の確保といった交通施設の機能強化が求められています。このため、駅施設や周辺地域へとつながる緑豊かで安全・安心な歩行者空間の整備や滞留空間、オープンスペースの確保を進めるとともに、空間の立体的な活用を促進していく必要があります。
- JR各駅の駅前広場は、広域交通や地域交通の乗り換え・乗り継ぎなどの結節機能を担っています。また、周辺地域から多くの駅利用者が集中することから、結節機能の強化に加えて、円滑な歩行者の流れとそれを受け止める集散空間、さらには防災上有効に機能する空間としても整備していく必要があります。

■ JR高輪ゲートウェイ駅の駅前広場整備イメージパース



提供：東日本旅客鉄道株式会社

政策3 快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める

施策2 駐車施設の確保・整備

目標・期待する成果

自転車利用者が放置することなく駐輪できる環境をつくるため、機械式自転車駐車場の対応車種の拡大や利用申込のオンライン化など区立自転車等駐車場の機能向上や、民間事業者と連携した新たな自転車等駐車場の確保などの取組を進め、放置自転車対策を進めます。

改定のポイント

自転車シェアリングの普及により、自転車の個人所有から共有への変化や、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて変化した人々の暮らし方を踏まえながら、チャイルドシート付大型自転車や幅広のタイヤなど、多様化する自転車需要に対応するため、既設の機械式自転車駐車場を改修するほか、駅周辺に整備された民設民営の自転車駐車場と連携し、一般利用が可能な自転車等駐車場を確保するなど、官民連携により駐輪需要に対応できる環境をつくります。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
放置自転車台数*	目標	—	1,400台/日	達成	1,000台/日
	実績	775台/日	1,050台/日		

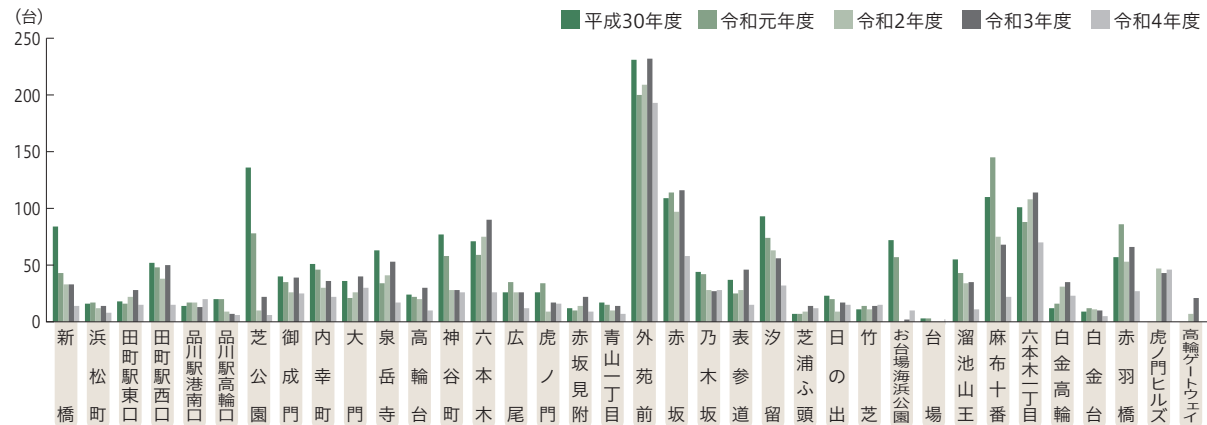
※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

現状と課題

各地域における利用実態を踏まえた駐車対策

- 放置自転車等の解消に向けては、自転車等駐車場の整備状況や放置自転車の状況に合わせて放置禁止区域を随時拡大する必要があります。放置禁止区域内では即時撤去の実施を徹底していますが、今後とも違法駐輪に対する監視や指導を強化するとともに、民間事業者と連携した駐車施設を確保する必要があります。これまでに自転車等駐車場を12か所整備し、放置自転車等の解消に向け取り組んできました。
- 自転車シェアリングのネットワークを構築するため、サイクルポートの設置が少ない地域について重点的に整備を進める必要があります。
- 駐車地域ルール策定に当たっては、関係する計画や機関等を含めて検討を重ねて、駐車実態や将来の開発動向を踏まえ、既存の駐車施設を有効活用するとともに、適正な駐車施設の整備の基準となるよう進める必要があります。これまでに駐車地域ルールを4か所策定しています。

年度別駅前放置自転車の推移



資料:「港区の街づくり 令和5(2023)年度版事業概要」(令和5(2023)年8月)を基に作成



SDGsとの関係

- 違法駐車は交通渋滞や交通事故を誘発し、緊急自動車の通行の妨げになるため、既存の駐車場を有効に活用することで、これらの駐車問題を解決する必要があります。

主な取組

① 自転車等駐車場の整備・改修 計画事業・重点課題⑥

放置自転車を減らし、安全・安心で快適な歩行空間や美しい街並みを確保するとともに、自転車等利用者の利便性向上のため、大型のチャイルドシート付自転車や幅広タイヤ等多様化する自転車需要に対応した自転車等駐車場の整備・改修を推進します。また、整備した駐車場の利用促進を図るとともに、利用申込のオンライン化など、駐車場の管理業務についても効率化を図っていきます。

② 駐車場地域ルールの策定

駐車場地域ルールを策定した地域では、地域の駐車需要を踏まえた駐車施設の整備や集約化の誘導を図り、車両のうろつき等による交通渋滞の抑制や徒歩での移動を中心とするウォーカブルなまちの形成を推進します。

③ 公共駐車場の利用促進

公共駐車場は、路上駐車を解消し、歩行者と車両交通の安全を確保することにより、道路交通の円滑化を図ることを目的に整備しています。公共駐車場の利用の促進を図るため、指定管理者と連携し、電気自動車用充電設備の設置やカーシェアリング事業をはじめとした更なる利便性向上の取組を推進するとともに、渋滞緩和や低炭素まちづくりの取組を進めます。

④ 自転車の活用推進

「港区自転車交通環境整備計画」や「港区自転車通行空間整備計画」に基づき、自転車の日常利用に加え、健康づくりや観光のツールとしての利用など、新たな自転車活用を推進するとともに、ナビマーク・ナビラインや子育て送迎ルートをはじめとした自転車通行空間の整備など、安全・安心で快適に利用できる自転車交通環境づくりを進めます。

⑤ 民設民営による自転車等駐車場の整備

開発の機会を捉え、開発事業者など民設民営による自転車等駐車場の整備を誘導します。また、整備後には自転車等駐車場を整備した事業者と自転車の放置防止に係る協定を締結し、一般利用が可能な自転車駐車場として位置付けることで、官民連携による放置自転車対策を進めます。

港区ならではの
先進性・独自性

区内各地で民間開発が進む港区の特性を生かし、民間開発に合わせた民設民営の自転車等駐車場の整備を誘導し、自転車利用者にその施設への積極的な駐輪を呼びかけるとともに、周辺の放置自転車対策を展開することで、まちの放置自転車を減らしていきます。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区総合交通計画 ①～⑤、港区自転車交通環境整備計画 ①④⑤、港区低炭素まちづくり計画 ②、
港区自転車通行空間整備計画 ①④

サイクルポート

自転車置き場のこと。自転車シェアリングの拠点となる自転車置き場をサイクルポートと呼ぶことがあります。

ウォーカブルなまち

ウォーカブルは、「歩く」を意味する「walk」と「できる」の「able」を組み合わせた造語で、文字通り「歩きやすい」「歩きたくなる」「歩くのが楽しい」といったまちのこと。

政策3 快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める

施策③ 交通まちづくりの推進

目標・期待する成果

コロナ禍での生活の変化やアフターコロナを見据えた交通需要にも対応した持続可能な地域交通サービスを確保するとともに、環境に配慮した車両の導入促進や新たなモビリティの推進、民間による自動運転などの先端技術の活用を図ります。また、地域交通ネットワークの連携・強化に取り組みます。

改定のポイント

交通を取り巻く環境が大きく変化しており、コロナ禍で変容した暮らし方へ対応するとともに、持続可能な交通手段を確保していくため、新たなモビリティへの対応や交通利用者の利便性向上の取組を推進します。また、みなとタウンフォーラムからの提言を踏まえ、バス停での情報発信やMaaSの取組を進めていきます。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
港区コミュニティバスの乗車人員	目標	—	3,600,000人 /年	未達成	4,000,000人 /年
	実績	2,616,961人 /年	3,400,000人 /年		
自転車シェアリングの年間利用回数*	目標	—	3,500,000回 /年	未達成	3,300,000回 /年
	実績	2,120,594回 /年	2,800,000回 /年		

※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を下方修正しました。

現状と課題

地域交通サービスのネットワークの強化

- 交通に関する施策を総合的かつ戦略的に推進するため、「港区総合交通計画」のめざすべき将来都市像である「快適な交通ネットワークの形成」の実現に向けた取組が必要です。
- 港区コミュニティバス「ちいばす」は、平成16(2004)年10月に田町ルートと赤坂ルートの2路線の運行を開始しました。平成22(2010)年3月から新規に5路線を導入し、7路線で運行を行っています。また、「ちいばす」の継続的な運行改善により、移動の利便性の向上を図ってきましたが、ルート等の改善や「ちいばす」が運行できない地域から新たな交通手段に関する要望が出ています。
- 台場シャトルバス「お台場レインボーバス」は、安定した運行を継続する必要があります。
- 放置自転車対策とともに、区内内の回遊性と利便性を高めるため、令和2(2020)年4月から自転車シェアリングを本格実施しており、区内全域にわたるポート設置を進める必要があります。
- 民間事業者と東京都により防災舟着場等を利用した舟運の取組が行われています。

■ 港区コミュニティバス「ちいばす」



■ 自転車シェアリング





SDGsとの関係

主な取組

① 港区コミュニティバスの運行 (提言反映)

アフターコロナを見据え、コロナ禍での暮らしの変化に対応するようなサービス改善や、料金体系の変更、バス停のデジタル化による情報発信の強化、広告付き上屋の設置などを計画的に進めながら、採算性を考慮し、持続的で安定性のある地域交通としての運行を確保します。あわせて、ちばすの走行位置や乗換時刻等が検索できるスマートフォンアプリの周知を図ります。

② 台場シャトルバスの運行の支援

台場地域の日常生活を支える移動手段を確保するため、平成24(2012)年度以降、台場シャトルバスの運行を支援しており、平成29(2017)年度からは、新たな補助スキームにより、令和3(2021)年度までの5年間での黒字化をめざして、運行を継続してきました。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、利用者数が大幅に減少し、いまだ回復に至っていないことから、更なる効率化を進め、運行事業者による自主運行をめざします。

③ 自転車シェアリングの推進

港区自転車シェアリング事業は、放置自転車対策、環境負荷の低減、区民の利便性向上等を目的として、令和2(2020)年4月から本格実施しています。手軽に利用でき、環境にもやさしい自転車の利用を促進し、区内の交通ネットワークを補完する交通手段として拡充を続けています。今後も、利便性の向上のため、区内全ての駅周辺へのポートの設置を進めるとともに、区内全域にわたるポート設置を更に推進します。

④ MaaSを活用した交通サービスの利便性向上の促進 (拡充・提言反映)

MaaSを活用したデマンド交通や自動運転といった新たなモビリティでの運行等について、企業や交通事業者による実証実験等を支援するとともに、地域交通としての導入可能性・効果を検証していきます。また、MaaSによって得られるデータを収集・蓄積し、関係者間で共有するとともに、乗換の利便性向上など、データを基に利便性向上策を検討します。

⑤ 新技術・新モビリティの導入促進 (拡充)

民間事業者と連携して超小型モビリティやパーソナルモビリティを活用した実証実験等に取り組むなど、新たなモビリティの導入に向けた検討を進めます。

⑥ 脱炭素社会の実現に向けた環境に配慮した車両の導入促進 (新規)

区は、令和32(2050)年までに区内の温室効果ガス(二酸化炭素)の排出実質ゼロをめざして、各種施策に取り組んでいます。地域公共交通事業においては、EVバスや燃料電池バス等の環境に配慮した車両の導入について、積極的に取り組みます。

港区ならではの
先進性・独自性

区内は多様な交通機関が重層的に整備されており、移動目的や移動する区間によって、交通手段や経路を選択できる恵まれた交通環境にあり、地域交通を組み合わせることで、きめ細かな地域公共交通サービスを提供しています。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区総合交通計画 ①～⑥、港区環境基本計画 ⑥、港区低炭素まちづくり計画 ⑥

小型モビリティ・パーソナルモビリティ

自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両のこと。国土交通省において、公道走行を可能とする認定制度が設置されています(超小型モビリティ)。

政策3 快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める

施策④ 交通安全の確保

目標・期待する成果

「交通事故のない世界一安全なまち港区」の実現をめざし、交通安全意識の高揚を図り、区内の交通事故の防止に取り組みます。

改定のポイント

コロナ禍を経て新たな暮らし方や働き方が浸透する中で、自転車利用者の増加や電動キックボードをはじめとする新たなモビリティの導入が進んだことを踏まえて、自転車や新たなモビリティの利用者に対して安全利用を促す取組を推進していきます。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	達成状況	
交通事故件数*	目標	—	1,100件/年	達成	1,000件/年
	実績	900件/年	1,100件/年		

* 令和2(2020)年度の実績は、改定前の基本計画では「1,200件/年」と見込んでいましたが、コロナ禍の影響により大幅に減少しました。

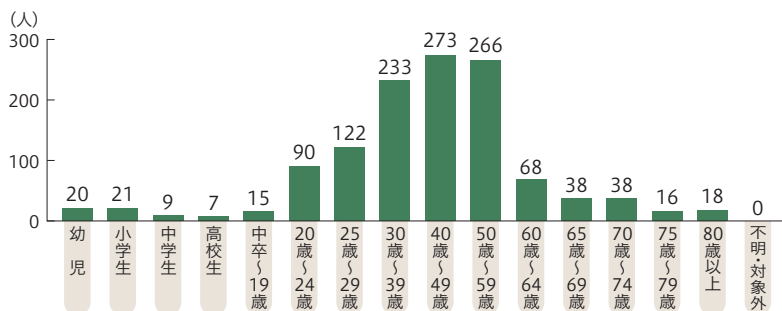
現状と課題

区内の交通事故防止に向けた取組の推進

- 令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までを計画期間とする「第11次港区交通安全計画」を策定し、毎年の交通事故死者数0(ゼロ)、交通事故負傷者数1,000人以下をめざして、区と区内各警察署や区民、交通事業者、道路交通に係る各団体等が連携し、交通安全に取り組んでいます。
- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う交通量の減少により、令和2(2020)年には区内の交通事故が900件まで減少しましたが、令和3(2021)年以降は増加に転じ、令和4(2022)年は、交通事故発生件数1,119件で、死傷者数1,234人(うち死者2人)と、前年と比較して件数では195件、死傷者数では170人増加しました。
- 区内の交通事故件数のうち港区外の居住者の事故件数は約8割となっていることや、年齢が20歳代から60歳代までの人の事故件数が全体の約7割を占めていることから、区外在住の就労者などに対する取組が必要です。
- 子どもや高齢者が関与した事故件数が全体に占める割合は、全体の事故件数の増減にかかわらず一定の割合で推移しており、関係機関と協力した積極的な取組が必要です。
- 港区の特徴として、タクシー関与の人身事故件数が全体の約4割にもなり、タクシー事故防止への啓発、指導など、警察署と連携した取組が必要です。
- 「港区自転車通行空間整備計画」に基づく自転車通行空間の整備に合わせ、自転車と歩行者の双方が、安全・安心で快適に道路の利用ができるよう自転車利用者への交通安全意識と走行マナーの啓発が必要です。

● 通勤やデリバリー目的の自転車利用者の増加、電動キックボードをはじめとした新たなモビリティの利用定着に伴い、事故の増加が懸念されています。なかでも、令和5(2023)年7月1日、改正された「道路交通法」の施行に伴い、電動キックボード等に関する交通ルールが変更となったことから、警察署と連携した普及・啓発が必要です。

■ 年齢別死傷者数(令和4(2022)年)



資料:「港区の街づくり 令和5(2023)年度版事業概要」(令和5(2023)年8月)を基に作成



SDGsとの関係

主な取組

① 交通安全意識の高揚

学校や警察署、交通安全協会との連携を深めた交通安全への取組に加え、タクシー業界や区内事業者へも協力を要請し、交通安全意識の高揚に努めます。春秋年2回実施する交通安全運動を通じた呼びかけをはじめ、警察署と連携した街頭での交通安全キャンペーン、小・中学生を対象とした交通安全ポスターコンクールの開催等により、交通安全に対する意識啓発に取り組みます。

② 子どもと高齢者への交通安全教育の推進 **新規**

子どもと高齢者が関与する交通事故件数と死傷者数の減少に向けて、関係機関と連携した交通安全教育を推進します。子どもに対しては幼稚園、保育園、小・中学校における教育活動を通じて、高齢者に対しては地域の老人クラブやいきいきプラザ等における活動の場を通して、警察署の協力のもと、参加、体験、実践型の安全教育を実施します。

③ 自転車の安全利用の推進 **新規**

交通ルールやマナー違反が原因となる交通事故を防止するため、関係機関と連携して普及・啓発活動を推進します。また、「道路交通法」の改正により努力義務化された自転車用ヘルメットの着用や、自転車利用者が加害者となる対人賠償事故に備える自転車損害賠償保険への加入を促進する施策を積極的に展開します。

④ 新たなモビリティの利用者の安全意識の向上 **新規**

改正道路交通法の施行により、電動キックボード等に関する交通ルールが変更となりました。ルールを十分に理解せずに利用することで発生する事故を未然に防ぐため、警察署やシェアリング事業者と協力を要請して、電動キックボードをはじめとした新たなモビリティの利用者に対する交通ルールの普及・啓発に取り組みます。

港区ならではの
先進性・独自性

港区は都内で最も昼間人口が多く、事故件数も港区外に住む人が当事者となる事故が全体の約8割を占めています。コロナ禍においては外出制限等により事故件数が減少しましたが、令和4(2022)年には増加に転じ、20歳代から60歳代の人や自転車利用者の事故が増加しています。アフターコロナを見据え、再び多くの人が安全・安心して港区で活動できるよう、関係機関と連携した交通安全の取組を一層推進します。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区交通安全計画 ①～④

■ 自転車安全利用講習(スケアード・ストレイト)



■ 保育園での交通安全教室



政策4

自助・共助・公助により 災害に強い都心づくりを進める

政策の めざす 方向性

首都直下地震などの大規模地震や地球温暖化に伴う気候変動により頻発化、激甚化している台風、集中豪雨などの風水害に備え、帰宅困難者対策や共同住宅の震災対策、デジタル技術を活用した災害時の迅速な情報伝達など港区の特性を踏まえた防災対策を充実します。令和5(2023)年度の港区・関東大震災100年継承プロジェクトの取組や、令和6(2024)年能登半島地震の状況等を踏まえ、訓練の実施や携帯トイレの普及など、平時から災害に対して万全な備えをするとともに、事前準備から復興までの対策をより一層強化します。防災の基本理念である「自助」「共助」「公助」に基づく、区、区民、事業者等との連携により、地域の防災力を向上し、あらゆる災害に強い都心づくりを進めます。

港区の現状

首都直下地震発生時の区の被害想定

令和4(2022)年5月に東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」の内容を基に、令和5(2023)年3月に港区の地域特性を踏まえた被害と課題について、地区ごとに調査・分析を実施しました。死者127人(前回公表時200人)、負傷者5,274人(前回公表時9,127人)ともに前回公表時の被害想定よりも下回っている一方、避難者58,408人(前回公表時51,313人)、帰宅困難者531,372人(前回公表時468,794人)、閉じ込めにつながり得るエレベーター1,357台(前回公表時745台)については増加しています。

▶ 区内の被害想定結果

前提条件	都心南部直下地震(今回) 冬の夕方18時 風速8m/s 令和4(2022)年5月公表	東京湾北部地震(前回) 冬の夕方18時 風速8m/s 平成24(2012)年4月公表	
死者	127人	200人	
負傷者	5,274人	9,127人	
建物被害全壊	782棟	2,150棟	
ライフライン	電力(停電率)	10.90%	23.40%
	通信(不通率)	0.60%	1.90%
	上水道(断水率)	33.60%	44.50%
	下水道(管きよ被害率)	5.20%	28.00%
	ガス(供給停止率)	46.20%	77.5~100%
その他	避難者	58,408人	51,313人
	帰宅困難者	531,372人	468,794人
	滞留者	1,057,792人	1,052,177人
	閉じ込めにつながり得るエレベーター	1,357台	745台

資料:「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」(令和4(2022)年5月)を基に作成



SDGsとの関係

改定のポイント

令和5(2023)年3月に実施した港区独自の首都直下地震被害想定調査・分析結果を踏まえ、備蓄物資の充実やエレベーター閉じ込め対応訓練の実施など、災害への備えの取組を充実します。また、みなとタウンフォーラムからの「情報発信・管理の充実・強化」等の提言を受け、港区防災ポータルサイトの開設による災害時の情報発信の強化や、自治体や企業など、多様な主体との連携により、地域防災力の向上に向けた取組を拡充します。

成果指標

成果指標名	区分	前期の成果			計画目標値	
		当初 令和元 (2019)年度	中間 令和4 (2022)年度	達成 状況	中間 令和7 (2025)年度	最終 令和8 (2026)年度末
		目標	—	30.3%	達成	44.6%
実績	28.0%	42.1%				

※令和4(2022)年度時点の実績を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

政策体系

政策4 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める

施策① 地震などの自然災害の防災対策の充実

主な取組

- ① 帰宅困難者対策の強化 **拡充・提言反映**
- ② 災害時のトイレ対策の充実
拡充・提言反映 (計画事業・重点課題2)
- ③ 共同住宅の震災対策の推進 **拡充・提言反映**
- ④ 災害時におけるデジタル技術を活用した情報発信・情報伝達手段の強化 **拡充・提言反映**
- ⑤ 避難所環境の充実及び新たな避難所の確保 **拡充**
- ⑥ 区有施設の浸水対策
- ⑦ 地域防災計画等の推進
- ⑧ 防災・震災復興まちづくりの推進

施策② 災害に強い体制の強化

主な取組

- ① 備蓄倉庫及び備蓄物資の充実 **拡充**
- ② 民間事業者・全国自治体との連携強化 **拡充・提言反映**
- ③ 大規模災害被災地の支援
- ④ 地籍調査事業の推進

施策③ 災害に強いまちづくり

主な取組

- ① 既存民間建築物の耐震化の促進 **拡充**
- ② 細街路の整備(拡幅)
- ③ 建築物等の災害対策の推進 **提言反映**
- ④ 道路等の災害対策の推進
- ⑤ がけ・擁壁の災害対策の強化 **拡充**

施策④ 地域の防災力の向上

主な取組

- ① 地域防災を担う人材の支援及び個人の防災意識の向上
拡充・提言反映
- ② 防災住民組織・地域防災協議会・消防団の活動支援
拡充・提言反映
- ③ 世帯の防災対策の充実 **拡充・提言反映**
- ④ 事業所の防災対策の促進 **拡充・提言反映**
- ⑤ 災害時要配慮者対策の充実 **拡充・提言反映**

政策4 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める

施策① 地震などの自然災害の防災対策の充実

目標・期待する成果

首都直下地震などの大規模地震や地球温暖化に伴う気候変動により頻発化、激甚化している大型台風などの風水害に備え、共同住宅の震災対策や帰宅困難者対策、港区防災ポータルサイトによる情報発信など、デジタル技術を活用した様々な情報伝達手段等を充実します。また、在宅避難の推奨や避難所の感染症対策など平時からの準備を進め、防災体制及び防災対策の強化を図ります。

改定のポイント

みなとタウンフォーラムからの「情報発信・管理の充実・強化」の提言を踏まえ、港区防災ポータルサイトの開設による災害時における情報発信の強化を図ります。

成果指標

成果指標名	区分	前期の成果			計画目標値
		当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
帰宅困難者の受入れに関する協定締結事業者数	目標	—	88事業者	未達成	100事業者
	実績	73事業者	80事業者		
共同住宅防災組織の結成数 [※]	目標	—	352棟	未達成	200棟
	実績	97棟	150棟		

※ 新型コロナウイルスの感染拡大やそれに伴う共同住宅への直接訪問数減少の影響等により、令和5(2023)年度時点で中間目標値を達成できなかったため、計画目標値を下方修正しました。

現状と課題

首都直下地震等の震災対策及び頻発化、激甚化する台風や集中豪雨などの風水害対策の強化

- 令和4(2022)年5月に東京都防災会議は「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」を公表しました。区においても今後30年以内に約70%の確率でマグニチュード7クラスの首都直下地震が発生すると想定されています。また、令和6(2024)年能登半島地震は甚大な被害をもたらしました。
- 令和元(2019)年に起きた台風による建物被害、令和2(2020)年7月豪雨の広範囲に及ぶ河川氾濫や土砂災害など、地震だけではない様々な要因による災害が発生しています。
- 区では、発生が危惧されている首都直下地震や近年多発している風水害などの様々な災害に対し、新たな被害想定を踏まえた備えや気象現象の変化に即した災害対策を引き続き講じる必要があります。

■ 帰宅困難者対策訓練の様子



■ マンホールトイレ





SDGsとの関係

主な取組

① 帰宅困難者対策の強化 (拡充・提言反映)

「港区防災対策基本条例」に基づき、従業員等の一斉帰宅の抑制や帰宅困難者の一時滞在施設の確保などについて、駅周辺滞留者対策推進協議会や防災関係機関・事業者と協議し、相互に連携協力する仕組みづくりを進めます。また、デジタル技術等を活用し、帰宅困難者への情報発信を強化するほか、駅周辺に防災カメラを設置し、滞留者対策を強化します。

② 災害時のトイレ対策の充実

(拡充・提言反映) (計画事業・重点課題2)

「災害時用マンホールトイレ整備方針」に基づき、災害時に区民避難所(地域防災拠点)となる区立小・中学校や区有施設等を中心に、公園や児童遊園にも計画的に設置します。また、防災訓練等を通じて既に整備されたマンホールトイレや組み立て式トイレの周知を図ります。さらに、在宅避難を推奨するため、転入者等に対して携帯トイレを世帯人数分配付し、自宅での備蓄を呼びかけ、防災意識の向上を図ります。

③ 共同住宅の震災対策の推進 (拡充・提言反映)

共同住宅において、防災組織の結成を促進し、災害対応力を強化するため、建物の防災対策上の強みや弱みが一目で把握できる「防災カルテ」を作成するほか、防災対策の助言や防災アドバイザー派遣等の支援制度の紹介を行います。また、「在宅避難」を推奨し、備蓄の必要性等を啓発するとともに、共同住宅特有の震災対策の強化と居住者の安全・安心を確保するため、共同住宅内で防災活動に取り組む防災組織に対して防災資器材の助成を行うとともに、エレベーター用防災チェア等の配付やエレベーター閉じ込め対応訓練を行うなど、きめ細かな支援を展開します。

④ 災害時におけるデジタル技術を活用した情報発信・情報伝達手段の強化 (拡充・提言反映)

防災・災害情報の発信力を強化するため、新たな地域災害情報システムと連携した港区防災ポータルサイトに加え、防災行政無線、港区防災ラジオ、防災情報メール、防災アプリ、SNSなど、様々な発信手段により、災害発生状況や発令情報、避難所情報、災害関連情報等を、多言語で、直ちにプッシュ型で発信します。

⑤ 避難所環境の充実及び新たな避難所の確保 (拡充)

避難所におけるキッズスペースやペットの避難スペース等の確保に取り組むとともに、災害時に避難者が避難所において24時間使用できる通信環境(Wi-Fi)を整備します。また、避難を必要とする方を確実に受け入れられるようにするため、都立施設やホテル等の民間施設の活用により、新たな避難所の確保を進めます。

⑥ 区有施設の浸水対策

近年、台風・豪雨による被害が各地で発生していることを踏まえ、区有施設が浸水被害を受け、区民サービスに影響が生じることのないよう、浸水想定区域内の全ての区有施設について必要な浸水対策を講じます。

⑦ 地域防災計画等の推進

令和4(2022)年5月の新たな東京都の被害想定を受けて修正された「東京都地域防災計画」(令和5(2023)年5月)を踏まえ、令和6(2024)年3月に「港区地域防災計画」を修正します。修正後の新たな課題に対応し、実効性のある計画としていくため、毎年検討を加え、必要に応じて適宜修正します。

⑧ 防災・震災復興まちづくりの推進

「港区防災街づくり整備指針」に基づき、区民、事業者、行政が連携し、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進します。また、災害発生時には、港区震災復興本部を中心とし、区や関係行政機関が区民や事業者などと協働して被災市街地の速やかな復興と災害に強い市街地形成を進めることができるよう、災害復興体制の確立に向け事前に取り組めます。

港区ならではの
先進性・独自性

令和5(2023)年3月に実施した港区独自の被害想定調査・分析結果を踏まえ、帰宅困難者対策の強化や共同住宅の震災対策など、都心・港区の地域特性を踏まえた取組を推進します。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区地域防災計画 ①～⑧、港区業務継続計画【震災編】 ①～⑧

在宅避難

自宅が安全である場合に、災害が起きても避難所等で生活せず、自宅で避難生活を送ること。

政策4 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める

施策② 災害に強い体制の強化

目標・期待する成果

首都直下地震や近年多発している風水害等の災害に備えるため、備蓄倉庫や備蓄物資を充実させるとともに、民間事業者や全国自治体との連携等を強化し、災害時において、速やかに人員や物資を確保できる体制を強化します。

改定のポイント

令和4(2022)年5月に東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」により、区の想定避難者数が増加したことに伴い、備蓄物資を計画的に配備し、充実していきます。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終 令和8 (2026)年度末
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	
避難所生活者の備蓄食料の充足率 ^{※1・2}	目標	—	150%	未達成	100%
	実績	151%	98%		
民間事業者等との災害時協力協定の締結数	目標	—	197件	未達成	206件
	実績	150件	173件		

※1 避難者一人当たりの食料を3日分(9食)備蓄すると定めており、この数を100%とした時の充足率

※2 令和4(2022)年5月に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」により、母数となる区の想定避難者数が51,313人から58,408人に増加したことに伴い、充足率が減少しました。そのため、計画目標値である充足率を100%に修正し、目標達成に向け、備蓄倉庫の整理や民間備蓄倉庫の活用と合わせ、備蓄物資の計画的な配備を進めます。

現状と課題

他自治体や民間事業者等から災害時の人員や救援物資を確保し、円滑に受け入れる体制の整備

- 被害想定の見直しに伴い、想定最大避難者数が増加したことから、備蓄物資の充足率を更に高めていく必要があります。
- 女性が避難しやすい環境を整えるため、女性視点での物資の備蓄や多様な視点などを踏まえて備蓄物資を整備します。
- 令和6(2024)年能登半島地震の被害状況を踏まえ、高齢者や障害者の身体的状況等に配慮し、備蓄物資を充実します。
- 様々な団体から人的・物的支援を円滑に受け入れる体制を整えるため、令和5(2023)年度に「港区災害時受援応援計画」を策定します。
- 災害時における人員や救援物資を確保するため、他の自治体や民間事業者との連携を強化するなど、平時から災害に強い体制を強化する必要があります。



SDGsとの関係

主な取組

① 備蓄倉庫及び備蓄物資の充実 **【拡充】**

災害時に被災者を救援するため、区民避難所（地域防災拠点）に指定されている区立小・中学校や区有施設に加え、民間事業者の協力により区内に備蓄倉庫を確保します。また、令和4（2022）年5月に東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」により、区の想定最大避難者数が増加したことを踏まえ、備蓄物資を計画的に配備するほか、令和6（2024）年能登半島地震の被害状況も踏まえ、女性や子ども、高齢者など多様な視点を踏まえた物資を整備することで、備蓄物資の充実を図ります。あわせて、備蓄物資の保管場所や数量、購入日付、賞味期限などを、地域災害情報システムにより管理し、職員が避難所から避難生活に必要な物資を災害対策本部へ要請し、迅速に調達、配備する環境を整えます。さらに、備蓄物資や他自治体等からの支援物資を迅速に避難所へ届けるため、物資輸送の体制を強化します。

② 民間事業者・全国自治体との連携強化

【拡充・提言反映】

災害時の救援物資の確保や被災者の生活の再建のため、自治体や民間事業者等との災害時協力協定の締結を推進します。また、令和5（2023）年度に新たに策定する「港区災害時受援応援計画」に基づき、災害時応援協定団体のほか、国や東京都をはじめ、他自治体や民間事業者等からの人的・物的支援を円滑に受け入れる体制を整え、様々な団体との連携を強化・推進します。

③ 大規模災害被災地の支援

「港区大規模災害被災地の支援等に関する条例」に基づき、大規模災害の被災地に対して、物資の提供や職員の派遣などの支援を積極的に実施するとともに、被災地で災害ボランティア活動を行う区民を支援します。

④ 地籍調査事業の推進

地籍調査を実施することにより、土地の実態や状況が明確になります。災害時に迅速な復旧・復興活動が可能となることや、土地境界紛争の未然防止と登記手続の簡素化につながることから、地籍調査事業を推進します。

港区ならではの
先進性・独自性

令和5（2023）年度に、新たに「港区災害時受援応援計画」を策定し、区が災害時相互協力協定を締結している民間事業者や自治体との連携を強化・推進します。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区地域防災計画 ①～④、港区業務継続計画【震災編】 ①～④

- 区で備蓄している女性用防災グッズ
- 被災地支援の様子



政策4 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める

施策③ 災害に強いまちづくり

目標・期待する成果

災害に強く、誰でも安全で安心できる都市の実現をめざし、区民の生命と財産を守るとともに、都市機能を維持するため、民間建築物の耐震化や電線類の地中化、公園やオープンスペースの整備・確保、がけ・擁壁の災害対策の強化などを計画的かつ総合的に促進することで、住み続けられるまちづくりを推進します。

改定のポイント

令和5(2023)年の関東大震災100年を節目に、強靱なまちづくりを加速し、民間建築物の耐震化や電線類の地中化、公園やオープンスペースの整備・確保、がけ・擁壁の災害対策の強化などを計画的かつ総合的に促進することで、大規模災害時にも区民の生命と財産を守り、持続的な都市機能を確保できる「レジリエントな都市」をめざします。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
既存民間建築物の耐震化率	目標	—	住宅:93% 特定沿道: 96%	達成	住宅:95% 特定沿道: 100%
	実績	住宅:91.6% 特定沿道: 93.2%	住宅:93% 特定沿道: 96%		
オープンスペースを整備した開発事業の件数	目標	—	6件/年	達成	6件/年
	実績	4件/年	6件/年		

現状と課題

災害時においても都市機能の維持・継続が可能なまちづくりの推進

- 大地震への備えとして、耐震性を満たしていない既存民間建築物や橋りょうなどが存在することから、耐震補強や建替え・架替えによる耐震化の促進が課題となっています。
- 都市型水害への備えとして、集中豪雨時の河川の水があふれるなど浸水リスクの高い地域が存在することから、水害の発生を未然に防ぐ必要があります。
- 大規模災害時の安全確保として、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化や狭い道路の拡幅整備などによる避難者や緊急車両の通行確保、火災の延焼防止や災害時の応急活動に効果の大きい公園、緑地などのオープンスペースの確保なども課題となっています。
- 港区内には「土砂災害防止法」に基づいた、土砂災害警戒区域が208か所、土砂災害特別警戒区域が141か所指定されています。地震や大雨などによって崩壊した場合に、区民の生命又は身体に危害が生じるおそれがあることから、擁壁等の改修や新たな築造による安全性の向上が課題です。

■ 災害活動拠点として役立つオープンスペース



提供:株式会社三菱地所設計



SDGsとの関係

主な取組

① 既存民間建築物の耐震化の促進 **〔拡充〕**

「港区耐震改修促進計画」に基づき、民間建築物の耐震化の促進に向けた指導・誘導や啓発を行うとともに、緊急輸送道路沿いの建築物への訪問で得られた知見を生かした取組を検討します。また、耐震診断や耐震改修、危険なブロック塀の除却など、安全化に向けた取組について、建物所有者の負担を軽減するための支援を行うほか、区が有する様々な情報を見える化したシステムを構築し、区の施策への活用や区民への情報提供などにより意識の向上を図ります。

② 細街路の整備 **〔拡幅〕**

細街路を4mに拡幅整備することで、災害時の避難路や緊急車両の進入路として防災機能の向上を図るとともに、快適な歩行環境の創出と良好な住環境の形成を図ります。そのため、区は後退状況の把握や測量、工事を行い、細街路が多く残っている地区を中心に細街路の拡幅整備を推進します。

③ 建築物等の災害対策の推進 **〔提言反映〕**

災害時への備えとして、空き家など老朽化した建築物における安全対策や既存のがけ・擁壁の改善対策について、所有者等に注意喚起を行います。また、開発事業等の機会を捉え、新たな擁壁の築造や災害時の受入れ空間の確保、応急活動の実施、延焼防止など、災害活動拠点として役立つオープンスペースの確保を指導・誘導します。

④ 道路等の災害対策の推進

災害時における避難・応急活動等の機能を確保するため、電線類の地中化をはじめ、都市計画道路の整備や橋りょうの耐震化、防災活動拠点として公園などの整備を進めます。また、河川改修や内部護岸・防潮堤、下水道施設の整備など、水害を未然に防ぐ事業の推進や施設整備について、東京都などの関係機関に要請します。

⑤ がけ・擁壁の災害対策の強化 **〔拡充〕**

港区はがけ・擁壁が多く、身近な脅威となっている土砂災害から、区民等の命を守るため、ハンドブックの作成や配布による周知・啓発のほか、拡充したがけ・擁壁改修工事費用助成やアドバイザー派遣の更なる活用を図ります。がけ・擁壁所有者への周知を強化することで改修を促進します。

港区ならではの
先進性・独自性

港区内は起伏に富み、個性的な景観を形成する一方で、高低差が5m以上のがけ・擁壁が多数存在し、土砂災害警戒区域として208か所指定されていることから、がけ・擁壁の災害対策の強化が喫緊の課題であり、擁壁の改修による安全性の向上のための助成金に全国でもトップレベルの助成率・限度額を設定しています。

関連計画等

[関連計画等の詳細](#)


港区耐震改修促進計画 ①、港区地域防災計画 ①～⑤、港区まちづくりマスタープラン ①～⑤

緊急輸送道路

災害時の緊急車両や物資輸送車両の通行を行うために指定される道路のこと。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当する区域のこと。通称「イエローゾーン」といいます。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

細街路

幅員4m未満の狭い道路のこと。

政策4 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める

施策④ 地域の防災力の向上

目標・期待する成果

地震や風水害をはじめとした自然災害に迅速かつ的確に対応し、被害の拡大を防止するため、日頃から、地域に密着した防災住民組織や地域防災協議会、消防団、区内の事業所の防災活動を強化するとともに、世帯での防災対策の促進に向けた普及・啓発を進め、地域の防災力の向上を図ります。

改定のポイント

みなとタウンフォーラムからの「多様な属性やフェーズに応じた個人の意識改革」や「区民や企業とのつながりづくり」の提言を踏まえ、世帯における防災対策や災害時要配慮者対策を充実するとともに、事業所の防災対策を促進します。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	
港区総合防災訓練(地域)参加者数	目標	—	11,000人/年	達成	12,000人/年
	実績	369人/年	11,000人/年		
港区民世論調査の回答に基づく区民の家具転倒防止対策実施率	目標	—	90%	達成	100%
	実績	80%	90%		

現状と課題

地域防災を担う人材や組織の支援による地域の防災力の向上

- 港区は、災害発生時に、区、区民、事業者が「自助」「共助」「公助」の防災の基本理念に基づき、それぞれの役割と責任を果たすことで、より効果的に防災対策を実施します。
- 外国人に対する防災意識の普及・啓発を進めるとともに、災害時に国際防災ボランティアが効果的に活動できるよう支援します。
- 令和6(2024)年能登半島地震では高齢者の安否不明者が多く発生し、要配慮者への対応が課題となりました。災害時、自力での避難が困難な方の安全確保のため、関係機関等と連携し、支援体制の充実を図ります。
- 装備品の助成や入団促進、訓練場所の確保など、地域の防災リーダーとなる消防団の活動を支援します。

■ 港区内消防団ポンプ操法大会



■ 総合防災訓練(地域)





SDGsとの関係

主な取組

① 地域防災を担う人材の支援及び個人の防災意識の向上 (拡充・提言反映)

防災士の資格取得者向けに研修会を定期的に実施し、資格取得後の更なる研鑽を積むことや、地域の防災活動への参加を支援することで、防災士の知見を生かした地域の防災力の向上を図ります。

また、総合防災訓練を多様な地域住民が参加しやすく、各地区の地域特性を踏まえた内容に充実するとともに、防災につながる多様な視点を取り入れた啓発等を通じ、区民一人ひとりの防災意識の向上につなげます。

② 防災住民組織・地域防災協議会・消防団の活動支援 (拡充・提言反映)

災害時において重要な役割を果たす防災住民組織の強化に向け、防災アドバイザー派遣事業や防災資器材の助成、スタンドパイプの貸与、資器材を格納するための防災備蓄倉庫の貸与などの支援を実施します。また、地域防災協議会に対しては、防災訓練等の活動や避難所運営マニュアル等の作成を支援するとともに、マンション居住者等で構成する防災組織や事業者、他の協議会との連携を支援します。さらに、地域の防災リーダーとして、初期消火や人命救助にあたる消防団に対し、装備品の助成や入団促進、訓練場所の確保など、活動を支援します。

③ 世帯の防災対策の充実 (拡充・提言反映)

震災時における家具類の転倒防止やガラスの飛散防止のため、家具転倒防止器具等の助成を行います。また、自ら器具等を取り付けることが困難な高齢者や障害者、妊娠婦、ひとり親世帯等に対して取付けを支援します。総合防災訓練や防災展等においてパンフレットを配布するとともに、転入者向け勧奨通知の送付などにより、各世帯における平時からの防災対策の促進に向けた普及・啓発を行います。

④ 事業所の防災対策の促進 (拡充・提言反映)

従業員や顧客等の安全対策や帰宅困難者対策、事業継続計画(BCP)の策定支援など、事業所の防災力向上のための取組を支援します。また、一斉帰宅の抑制対策を支援するとともに、事業者等を対象とする講習会の開催や災害時の行動に役立つパンフレットの配布などにより、防災対策の普及・啓発を行います。

⑤ 災害時要配慮者対策の充実 (拡充・提言反映)

災害時に配慮を要する人のうち、災害時の避難行動に支援を要する高齢者や障害者等を災害時避難行動要支援者登録名簿に登録し、警察署や消防署、民生委員・児童委員、高齢者相談センター、介護事業者と日頃から連携するとともに、個別避難計画の作成、更新により、発災時の支援体制の実効性を確保します。また、令和6(2024)年能登半島地震の被害状況を踏まえ、災害時に事前登録した要配慮者に架電するシステムを導入し、要配慮者の安否を迅速に確認します。さらに、外国人に対して、防災意識の普及・啓発や災害時の情報伝達の多言語化を図るとともに、妊娠婦・乳幼児に対しては、備蓄物資の充実や避難所におけるキッズスペースの確保を進めます。

港区ならではの
先進性・独自性

家具転倒防止対策支援は、全世帯を対象としており、対象者を設けて実施している他自治体と比較して充実しています。

関連計画等

港区地域防災計画 ①～⑤、港区地域保健福祉計画 ⑤

関連計画等の詳細



政策5

安全で安心して暮らせる 都心をつくる

政策の
めざす
方向性

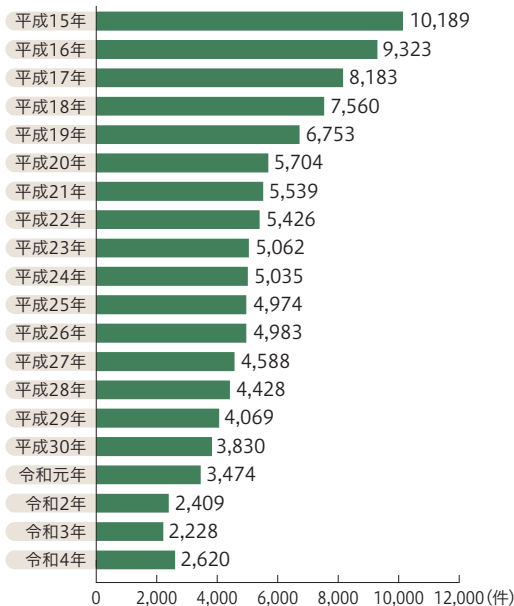
身近で起こり得る事件、事故、また、テロや他国からの武力攻撃、新たな感染症の蔓延など、多様化する危機に迅速かつ的確に対応できる危機管理体制の充実や対応力向上を図ります。建築物の適切な維持管理を促進し、建物利用者の生命や財産、周辺の良い環境や安全を確保します。生活安全に関する意識啓発や区、区民、事業者、警察署、消防署等の連携強化、犯罪を抑止する環境づくり、消費者教育の推進等に取り組み、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

港区の現状

区内の刑法犯認知件数はピーク時の
平成15(2003)年から約75%減少

区内の刑法犯認知件数は、平成15(2003)年の10,189件をピークに減少傾向が続き、令和4(2022)年には2,620件となり、約75%減少しました。しかしながら、還付金詐欺等の特殊詐欺など区民に身近な犯罪は依然として発生しています。

▶ 区内の刑法犯認知件数の推移

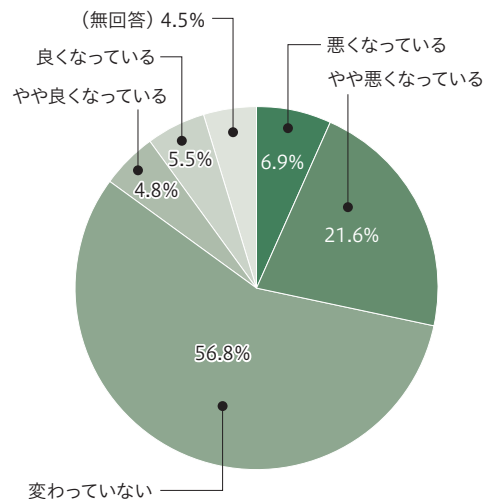


資料：警視庁統計資料を基に作成

治安が悪くなっていると感じる区民が約3割

令和5(2023)年に実施した港区生活安全に関するアンケート調査結果では、3年前に比べ、治安が悪くなっていると感じる区民が約3割いる状況にあります。

▶ 居住地区の治安に関するアンケート結果



資料：「港区生活安全に関するアンケート調査結果」を基に作成



SDGsとの関係

改定のポイント

新型コロナウイルス感染症など、これまでに対処してきた危機事案への対応を踏まえ、関係機関等と連携し、多様な危機事案を想定した訓練や研修を充実し、職員の危機管理意識の更なる向上や危機管理体制の強化に取り組めます。防犯の輪を広げる機会として、犯罪の手口や対策を分かりやすく学ぶ場をつくとともに、区民防犯研修会の内容を充実していきます。また、令和4(2022)年度より開始した防犯カメラの無償貸与事業や令和5(2023)年度に拡充した街頭防犯カメラの補助事業により、区内の治安向上をめざします。

成果指標

成果指標名	区分	前期の成果			計画目標値	
		当初	中間	達成状況	中間	最終
		令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度末
政策5 「安全で安心して暮らせる都心をつくる」について満足している区民の割合※	目標	—	32.0%	達成	45.0%	45.3%
	実績	31.1%	44.1%			

※ 令和4(2022)年度時点の実績を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

政策体系

政策5 安全で安心して暮らせる都心をつくる

施策① 危機管理体制の強化

主な取組

- 危機管理体制の充実 **拡充**
- 「国民保護計画」の普及・啓発
- 危機情報の迅速な発信
- 「業務継続計画【新型インフルエンザ編】」の適切な運用
- シティハイツ竹芝エレベーター事故の風化防止と区の安全に対する取組の情報発信

施策② 建築物の安全性の確保

主な取組

- 違反建築物監視の強化
- 雑居ビルの防火安全対策の推進
- 定期報告制度の適切な運用
- エレベーターの安全対策 **拡充**

施策③ 安全で安心できるまちづくりの推進

主な取組

- 区民の生活安全に関する意識・知識の向上 **提言反映**
- 生活安全に関するネットワークの強化 **提言反映**
- 犯罪が起きにくい環境づくりの推進 **提言反映**

施策④ 消費者支援と消費者被害の防止

主な取組

- 消費者教育の充実
- 高齢者等の見守りネットワーク体制の強化
- 消費者の自主的活動の支援
- 消費生活相談の充実
- 品質表示、計量等の適正化

政策5 安全で安心して暮らせる都心をつくる

施策① 危機管理体制の強化

目標・期待する成果

あらゆる危機に迅速かつ的確に対応するとともに、組織的な対応能力と職員の危機管理意識を強化し、区としての危機対応力を一層向上させていきます。また、多様な情報媒体を活用し、危機に関する情報を迅速に発信していきます。

改定のポイント

区内の人口増加や近年の国際情勢等から、あらゆる危機への懸念が増大しています。こうしたなかで、新型コロナウイルス感染症など、これまでに対処してきた危機事案への対応を踏まえ、あらゆる危機から区民の命と暮らしを守る取組を推進していきます。

成果指標

成果指標名	区分	前期の成果			計画目標値
		当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
職員向け危機対応向上訓練のアンケート回答に基づく研修理解度	目標	—	100%	達成	100%
	実績	90%	100%		
職員・来庁者向けの感染症対策備蓄物資の充足率	目標	—	100%	達成	100%
	実績	100%	100%		

現状と課題

あらゆる危機に迅速かつ的確に対処するための取組強化

- 社会状況の変化等により、身近で起こり得る犯罪や事故の発生への懸念が増大しています。
- 近年の国際情勢から、他国からの武力攻撃等の懸念が増大しています。
- 新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえ、関係機関等との連携を強化しつつ、あらゆる感染症への懸念から区民の命と暮らしを守る取組へとつなげる必要があります。
- 「港区安全の日」の趣旨を踏まえ、区民の安全・安心の確保に向けた取組を強化するとともに、積極的に周知していく必要があります。

■ 危機対応向上訓練(不審者対応)



■ 危機対応向上訓練(誤食対応)





SDGsとの関係

主な取組

① 危機管理体制の充実 **【拡充】**

あらゆる危機に迅速かつ的確に対応するため、危機管理基本マニュアルの適切な運用、多様な危機事案を想定した実動訓練の実施、eラーニング等による研修の実施、危機事案の発生時を想定した情報伝達訓練の実施を通じて、組織的な危機対応能力と職員の危機管理意識を強化していきます。

② 「国民保護計画」の普及・啓発

パンフレットや区ホームページ等を活用して、テロや武力攻撃事態等から区民の生命・身体・財産を保護するために策定している「国民保護計画」を周知・啓発するとともに、職員の知識向上を図ります。

③ 危機情報の迅速な発信

防災行政無線、港区防災ラジオ、SNSなど、多様な情報媒体の特長を生かして、国から送信された危機に関する情報（全国瞬時警報システムや緊急情報ネットワークシステム）等を、迅速かつ効果的に発信していきます。

④ 「業務継続計画【新型インフルエンザ編】」の適切な運用

新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえ、「業務継続計画【新型インフルエンザ編】」の見直しを行うとともに、訓練により、連携や役割分担等の検証を行い、計画の実効性を高めていきます。

⑤ シティハイツ竹芝エレベーター事故の風化防止と区の安全に対する取組の情報発信

「港区安全の日」の趣旨を踏まえ、シティハイツ竹芝エレベーター事故の風化防止や区の安全に対する取組を区の内外に向けて積極的に情報発信します。エレベーター事故のご遺族と連携し、安全に関する講演会や事故の風化防止に係るパネル展、安全に関わる区民向けセミナー等の取組を実施します。

港区ならではの
先進性・独自性

平成18(2006)年6月に発生したシティハイツ竹芝のエレベーター事故等を教訓として、迅速かつ機動的に危機に対応できる体制の確保や未然防止策の強化、職員の危機管理意識の向上をはじめとする危機管理体制の強化に取り組んでいます。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区国民保護計画 ②、港区業務継続計画【新型インフルエンザ編】 ④

■ 区有施設の安全について考えるパネル展



eラーニング

オンライン上で学習する仕組みのこと。

政策5 安全で安心して暮らせる都心をつくる

施策② 建築物の安全性の確保

目標・期待する成果

都市生活に欠かせない多種多様な建築物は、「建築基準法」や関係法令の遵守が徹底されることによって安全性が確保されます。区では、関係する官公署と連携した立入調査、定期報告制度の活用、エレベーターの安全対策を行い、安全で住み続けられるまちづくりをめざします。

改定のポイント

令和5(2023)年の関東大震災100年を節目に、強靱なまちづくりを加速するため、既存エレベーターに戸開走行保護装置が設置されている場合に、地震時等管制運転装置の設置や耐震対策を行う改修工事も助成対象として拡充しています。エレベーターの安全対策をはじめ、建築物の安全確保を推進していきます。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
建築物の調査件数に対する改善指導件数の割合	目標	—	17%	達成	14%
	実績	18%	15%		

現状と課題

建築物を適切に維持管理することにより安全・安心な暮らしを実現

- 違反建築物は、居住者や来訪者等の生命・財産を脅かすだけでなく、周辺の環境や安全にも影響を及ぼすため、法令を守り、適切な建築物とするための取組や啓発活動が必要です。
- 新橋、六本木、赤坂などの繁華街に存在する雑居ビルは、建築基準法上不適切な箇所や維持管理上好ましくない部分を解消するなど、火災時における安全性の確保が求められています。
- 建築物の維持管理状態について定期的に調査・検査を行い報告する制度が法律で定められており、所有者等へ効果的に周知し、確実な報告へつなげる必要があります。
- エレベーターの利用者の安全・安心のため、戸開走行保護装置、地震時等管制運転装置、耐震対策といった安全対策の普及が求められています。

主な取組

① 違反建築物監視の強化

定期的な巡回パトロール等に加えて、警察署、消防署等と連携した合同立入調査・指導を行うことで、違反建築物への監視と違反是正指導を強化します。また、年に1回、違反建築防止週間を行うなど広く啓発に努めます。

② 雑居ビルの防火安全対策の推進

繁華街の飲食店や風俗営業店の入れ替わり、それに伴う改修工事に際し、関係行政機関と連携し情報提供を受けることで、用途や形態が変わる雑居ビルの調査・指導を早期に行い、火災時においても安全に避難できる建築物にします。

③ 定期報告制度の適切な運用

建築物を将来にわたって適切に維持管理していくために、定期報告の受付機関と連携して所有者などへ周知するとともに、必要に応じて是正指導を行うことで制度の適切な運用を図ります。

④ エレベーターの安全対策 **〔拡充〕**

エレベーターの戸が開いたまま動き出すことを防止する戸開走行保護装置、地震時等に起こる閉じ込め防止や故障・損傷を軽減するための地震時等管制運転装置、耐震対策といった安全対策の費用の一部を助成します。

港区ならではの
先進性・独自性

誰もが安全に安心してエレベーターを利用できるように、エレベーターの安全性の向上を促進するための助成制度について、全国でもトップレベルの助成対象範囲や助成率、限度額を設定しています。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区生活安全行動計画 ②

■ 定期報告制度の周知チラシ



■ エレベーター安全対策費用助成制度



政策5 安全で安心して暮らせる都心をつくる

施策③ 安全で安心できるまちづくりの推進

目標・期待する成果

区民や企業、警察署など関係機関と連携し、協力関係を構築して地域の全体的な防犯力の向上や、犯罪が起きにくい環境づくりに取り組み、誰もが安全で安心して過ごせるまちづくりを推進します。また、一人ひとりの防犯に対する意識を高め、自らが行動、対策することをめざします。

改定のポイント

新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、これまで制限を余儀なくされてきた地域活動の再開と、みなとタウンフォーラムからの防犯活動の実施の提言を踏まえ、犯罪の手口や対策を分かりやすく学ぶ区民防犯研修会を充実するなど、地域の防犯の輪を広げる機会を提供します。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	
区内刑法犯認知件数 [※]	目標	—	3,100件/年	達成	2,500件/年
	実績	2,409件/年	2,600件/年		
防犯カメラ補助金交付団体数	目標	—	132団体	未達成	162団体
	実績	101団体	131団体		

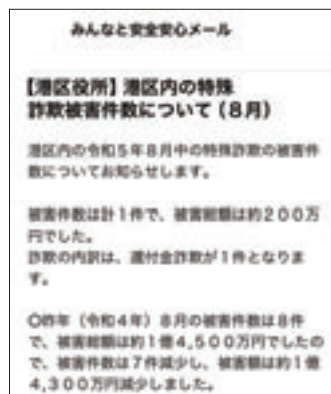
※令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

現状と課題

刑法犯認知件数の減少に向けて、更なる取組を推進

- 区内刑法犯認知件数は平成15(2003)年をピークに減少傾向にあります。令和2(2020)年の件数は大きく減少しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、外出が避けられ人との接触の機会が減り、それに伴い犯罪の発生件数も減少したと考えられます。しかし、令和4(2022)年の件数はわずかながら増加に転じています。
- 区内で子どもや女性に対する声かけ等に加え、新たな手口で高齢者を狙った特殊詐欺等も発生しており、区民の不安要因となっています。
- 新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、昼夜を問わず、多くの人が港区を訪れています。区に関わる全ての人が安全に、安心して過ごせるまちの実現に向け、取組を更に推進していくことが必要です。

■ みんなと安全安心メール配信(イメージ)



■ 繁華街の安全・安心のための客引き行為等防止パトロール





SDGsとの関係

主な取組

① 区民の生活安全に関する意識・知識の向上

提言反映

犯罪被害の防止には、区民の意識と行動が重要であるため、犯罪に関する情報や対策等を一元的かつ定期的に発信すると同時に、区民防犯研修会や地域の防犯活動への参加を呼びかけ、チラシや啓発品等を配布します。情報発信においては、必要な人に情報を届けられるようメールや区ホームページ、SNS、アナログの手法を組み合わせるなど工夫して周知し、区民からの相談や不審者情報の共有化を図るなど、区と区民が連携し生活安全意識や知識の向上に取り組めます。

② 生活安全に関するネットワークの強化 **提言反映**

区、区民、事業者、警察署、消防署等の関係機関が協働し生活安全活動に取り組むことで、協力関係を構築して地域の連帯感を高めます。区内事業者と協定を締結し、「ながら見守り連携事業」として地域の見守り活動を推進することや、夜のまちのにぎわいと安全・安心を両立させるMINATOフラッグ制度、区や警察署の相談体制の強化に努め、生活安全に関するネットワークの強化に取り組み、これまで以上に安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

③ 犯罪が起きにくい環境づくりの推進 **提言反映**

町会・自治会、商店会や警察署など関係機関と連携しながら、犯罪予防効果のある街頭防犯カメラの設置促進や防犯カメラ貸与事業、特殊詐欺等の詐欺被害防止に効果のある自動通話録音機の無料貸与、落書き消去支援、青色防犯パトロールによる区内の巡回、客引き行為を防止するための生活安全パトロール隊の配置など、犯罪が起きにくい環境づくりに取り組みます。企業とも連携し情報交換をしながら、見守り活動を推進します。

港区ならではの
先進性・独自性

まちの美観を保ち、治安の向上をめざすため、迷惑行為等抑止のための防犯カメラ(トレイルカメラ)貸与と、事業者とともに安全で安心して楽しめる港区の夜の実現に取り組むためのMINATOフラッグ制度を特別区で初めて実施しています。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区生活安全行動計画 ①～③

■ 特殊詐欺の防止に効果のある自動通話録音機



■ 落書きや不法投棄等の迷惑行為を記録する防犯カメラ



■ 犯罪抑止のために区内を巡回する青色防犯パトロール



政策5 安全で安心して暮らせる都心をつくる

施策④ 消費者支援と消費者被害の防止

目標・期待する成果

成年年齢の引き下げや高齢化・情報化の進展、コロナ禍を契機としたインターネットによる購入・契約の増加など消費者を取り巻く環境の変化を踏まえ、消費者教育を推進し、消費者被害の防止と救済に努めるとともに、消費者が自立的に行動できる社会の形成をめざします。

改定のポイント

成年年齢の引き下げやネット通販利用の増加など、消費者を取り巻く環境の変化に伴い、消費者被害の未然防止がますます重要になっていることから、消費者教育の推進に取り組んでいきます。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終 令和8 (2026)年度末
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	
消費者応用講座の参加者満足度	目標	—	96.4%	達成	97.4 %
	実績	91.0%	96.4%		
出前講座参加により消費者問題への理解を深めた人の割合 [※]	目標	—	96.5%	達成	97.5 %
	実績	—	96.5%		

※ 令和2(2020)年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため未実施

現状と課題

消費者被害防止に向けた消費者教育の推進

- インターネット通販や定期購入に関する消費者トラブルが増加しています。複雑化・悪質化する手口に関する情報等を収集するとともに、高齢者をはじめ区民等が消費者被害に遭わないために、情報リテラシーを高める啓発や相談対応の充実が必要です。
- 令和4(2022)年4月には成年年齢が引き下げられ、若年者のエステや情報商材などの消費者被害、SNS等をきっかけとしたトラブルが増えつつあることから、若年者の被害防止に向け、クーリングオフ制度や騙されやすい手口の啓発など、早期からの消費者教育を積極的に行うことが必要です。

■ 啓発誌(ミナト消費者だより)



■ 啓発誌(くらしの豆知識)





SDGsとの関係

主な取組

① 消費者教育の充実

区民が消費生活に関する正しい知識や判断力を身につけるための消費者教養講座を実施するとともに、講座を受講した消費者問題推進員による主体的な啓発活動を支援します。若年者や高齢者をはじめ、区民が消費生活に関するトラブルを未然に回避できるようにするため、学校や高齢者施設と連携した消費者教育を推進するとともに、より多くの区民が消費者教室に参加できるよう、動画閲覧システムによる講座のビデオ配信など、受講環境の充実を図ります。

② 高齢者等の見守りネットワーク体制の強化

高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、高齢者相談センターや港区社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら、高齢者等の見守りネットワーク体制の強化を図ります。

③ 消費者の自主的活動の支援

消費者団体等が企画する講習会などの自主的活動に対し、講師派遣などの支援を行います。また、消費者団体等が自主的活動において調査・研究した成果について、広く発表する場として消費生活展を開催し、区民等の消費者意識を高めます。

④ 消費生活相談の充実

日々変化する社会経済情勢や多様化する商品・サービス、複雑化・悪質化する手口などの最新の情報を常に幅広く収集し、相談者に寄り添った丁寧な相談対応を行います。

⑤ 品質表示、計量等の適正化

消費者の利益、安全の確保のため、適正な表示や計量がされているか関係法令に基づき、区内事業者への立入りにより実態把握を行い、危害等の発生を未然に防ぎます。

港区ならではの
先進性・独自性

令和4(2022)年4月の成年年齢引き下げに伴い、早期からの消費者教育の充実・強化が一層必要となっていることを踏まえ、関係機関との連携により、令和4(2022)年度から区立小学校で出前授業「お金の授業」を実施しています。

関連計画等

関連計画等の詳細



■ 区立小学校での出前授業



成年年齢

令和4(2022)年4月より、成年年齢(成人年齢)が20歳から18歳に引き下げられました。

政策6

持続可能な循環型の 都心づくりを進める

政策の
めざす
方向性

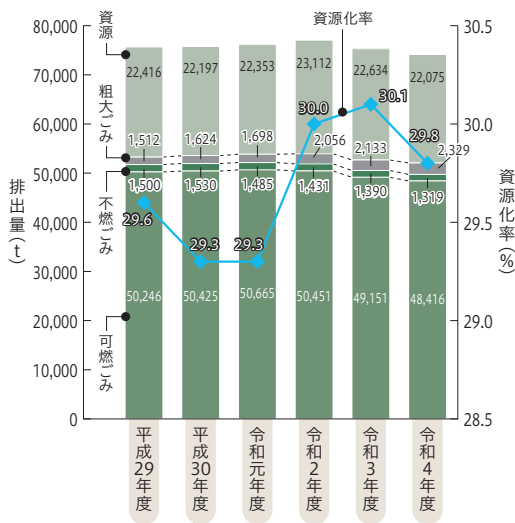
区民は、ごみを出さない生活スタイルのもと、正しい分別ルールを徹底し、事業者は自らの責任に基づき、ごみの減量や資源化に取り組みます。区は地域や排出者の特性に応じた質の高い収集サービスを展開するとともに、台風等の荒天時や感染症の拡大時などいかなる状況においても、区民生活を支える廃棄物処理を実践します。新型コロナウイルスの感染拡大により、事業活動や生活スタイルが変化し、ごみ排出量にもその影響が見られました。今後の動向に注視しつつ、世界の潮流となっている「循環経済(サーキュラーエコノミー)」への移行に向け、清潔で快適な生活環境を保全し、環境にやさしい持続可能な都市を実現します。

港区の現状

家庭等から排出されるごみの資源化率は約30%で推移

新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、ごみの排出量が変化しました。資源化率は約30%で推移し、特別区においても高いリサイクル率となっています。

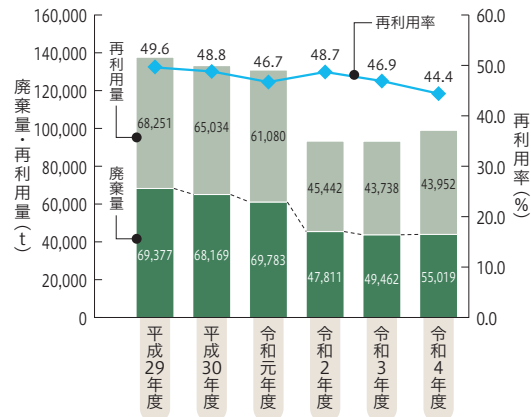
▶家庭等から排出されるごみ・資源の量・資源化率



事業用大規模建築物からの排出量はコロナ禍により大きく減少

事業用大規模建築物における廃棄量・再利用率は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2(2020)年度以降減少していますが、今後は経済活動の再開により増加することが見込まれます。コロナ禍以降、感染を防ぐため、紙類を再利用せずに可燃ごみとして処理するケースもあることなどから、再利用率(再利用率/排出量)は令和2(2020)年度以降低下しています。

▶事業用大規模建築物から排出される廃棄量・再利用率・再利用率





SDGsとの関係

改定のポイント

新型コロナウイルスの感染拡大を契機に変化したごみ排出量に注視しつつ、区民への更なる3Rの推進に取り組むとともに、ごみ減量アドバイザーを同行した立入検査を開始することで、事業系ごみの更なる削減に取り組めます。みなとタウンフォーラムの提言を受けて、更なる資源回収に向け取組を進めます。また、政策評価を受けて、区民の分別意識の更なる向上を図ります。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値		
	区分	当初	中間	中間	最終	
		令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度	達成 状況	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度末
政策6 「持続可能な循環型の都心づくりを進める」について満足している区民の割合	目標	—	37.0%	未達成	39.8%	41.0%
	実績	34.2%	36.1%			

政策体系

政策6 持続可能な循環型の都心づくりを進める

施策① 区民の参画と協働による3Rの推進

主な取組

- ① 資源回収の拡大 **提言反映**
- ② 集団回収の促進
- ③ リユースの促進 **提言反映**
- ④ 食品ロスの削減 **拡充**
- ⑤ プラスチックの資源循環とリサイクル手法の刷新 **拡充**
- ⑥ 普及・啓発と環境学習の充実 **提言反映**

施策② 事業系廃棄物の発生抑制と資源循環の促進

主な取組

- ① 事業用大規模建築物の自己処理責任の強化
- ② 少量排出事業者の自己処理責任の強化
- ③ 拡大生産者責任の強化
- ④ 事業者に対する適切な指導と普及・啓発
- ⑤ 各種手続のオンライン化等の推進 **新規**

施策③ 安全・安心・効率的な廃棄物処理の実践

主な取組

- ① 港資源化センターを活用した資源循環のPR **拡充・提言反映**
- ② 地域の特性に応じた収集サービスの展開
- ③ 非常時及び災害時の対応力強化
- ④ 危険物等の不適正排出の防止

■ 中央防波堤埋立処分場の様子

提供:東京都環境局(令和5(2023)年2月撮影)



■ コロナ禍に収集したごみ袋に貼られた職員への激励のメッセージ



循環経済(サーキュラーエコノミー)

消費された製品を廃棄するのではなく、資源としてリサイクルし、資源を循環させる経済。

事業用大規模建築物

事業用途に供する床面積の合計が1,000㎡以上の建築物。

拡大生産者責任

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該商品の適正なりサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。

政策6 持続可能な循環型の都心づくりを進める

施策① 区民の参画と協働による3Rの推進

目標・期待する成果

これまでの3Rの取組に加え、新型コロナウイルス感染症により変化した区民の生活スタイルを考慮しながら、「ごみを出さない新しい生活スタイル」と「ルールに基づいた適切な分別」の定着をめざします。また、廃プラスチックの排出抑制や食品ロスの削減を一層推進し、環境に配慮したリサイクル手法についても検討します。

改定のポイント

廃プラスチックの排出抑制と食品ロス削減の取組を進めるとともに、更なる資源循環の促進のため、プラスチックの新たなリサイクル方法を検討します。また、みなとタウンフォーラムの提言を基に、拠点回収やリユースの仕組みづくりと更なる啓発を進めていきます。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
資源回収量	目標	—	26,800t	未達成	30,100t
	実績	23,112t	25,200t		

現状と課題

区民のごみの減量と資源回収の促進

- 区は、平成20(2008)年度から全国に先駆けて、容器包装のみならず、プラスチック製品を含めた全てのプラスチックを資源として回収しています。また、不燃ごみ・粗大ごみからのピックアップ回収や古紙回収の方法の改善などにも取り組んできました。こうした取組の中、一人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にありますが、排出されるごみの中には、まだ一定量の資源が混入しており、資源化率は「港区一般廃棄物処理基本計画(第3次)」に掲げる目標を達成できていない状況です。引き続き、ごみ減量と資源循環のための取組が必要です。
- 区民の相互交流の中で自主的に集めた資源を回収業者に引き渡してリサイクルを行う集団回収制度は、主に古紙の流通価格の下落などによって、回収ネットワークが危機的状況にあります。集団回収実践団体や回収業者に対し継続的に支援を行い、集団回収制度を持続的に発展させる必要があります。
- 令和元(2019)年度に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が制定されましたが、日本で発生する食品ロスは年間523万トン(令和3(2021)年度推計)に上ります。食品ロスの削減について、更なる普及・啓発や未利用食品回収の拡大に努める必要があります。
- 大量のプラスチックごみが海に流出し、微生物などによって分解されることなく海中に蓄積され続けており、世界的な環境問題になっています。この海洋プラスチックは、海洋生物や海鳥に多大なる影響を及ぼすだけでなく、食物連鎖による人間への影響も心配されているため、廃プラスチックの排出抑制や適正な方法によってリサイクルすることが重要です。



SDGsとの関係

主な取組

① 資源回収の拡大 (提言反映)

現在実施している拠点による資源回収について、周知拡大を図るとともに、新たな区有施設の開設等に合わせて古着等の拠点回収場所の新設を進めます。また、新たに拠点回収を開始したおもちゃについても、保管場所を確保しつつ、回収拠点の拡大を図ります。

② 集団回収の促進

集団回収制度は区民の自発的なリサイクルの取組と、その取組によって集められた資源を回収する事業者によって支えられている資源循環の仕組みです。集団回収実践団体の活動意欲の維持向上につながる適切な報奨金単価の設定や、回収業者が古紙市況価格に左右されず安定して事業を継続するため、新たに創設した助成金制度など必要な支援を行うことで、集団回収を通じた地域コミュニティ活動の活性化と資源回収量の拡大を図ります。

③ リユースの促進 (提言反映)

港資源化センター内で開催している家具のリサイクル展の利用環境を向上するため、日曜日の開館や民間事業者の掲示板サイトを活用した家具の紹介を行い、粗大ごみとして廃棄されている家具のリユースを促進します。また、子ども服の交換イベントについて、開催場所や開催方法を工夫するなど、多くの区民等が参加し、啓発の機会となるよう改善を図ります。

④ 食品ロスの削減 (拡充)

食品ロス削減に関する区民の理解と関心を深めるため、普及・啓発キャンペーンを展開するとともに、家庭で廃棄される未利用食品を回収し、必要とする団体等への提供を拡大するため、常設の回収場所に加えて企業連携等も活用してフードドライブを促進します。

⑤ プラスチックの資源循環とリサイクル手法の刷新 (拡充)

近年、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行や海洋プラスチックの問題など、プラスチックの使用抑制や資源循環をめぐり、プラスチックを取り巻く社会情勢が大きく変わりつつあります。マイバッグやマイボトルなどの普及・啓発による廃プラスチックの排出抑制を目的とした事業に加えて、排出されたプラスチックについては、より資源循環を促進するため、マテリアルリサイクルの実施について検討します。

⑥ 普及・啓発と環境学習の充実 (提言反映)

ごみ減量・資源化の取組に対する関心を高めるため、アプリの活用など分別方法や品目ごとの回収・処理フローに関する分かりやすい情報提供に努めるとともに、施設等の分別表示についても、ピクトグラムの使用など、誰にでも分かりやすい表示となるよう工夫します。また、パネル展やコンポスト講座など地域や学校での出張講座等により、分別の必要性とごみ減量・資源化について啓発や教育を推進します。

港区ならではの
先進性・独自性

区では、平成20(2008)年10月から全国に先駆けて、資源プラスチックの回収を開始しました。「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を機に、今後も啓発とより環境負荷の少ない新たなリサイクル方法の検討を進めます。

関連計画等

[関連計画等の詳細](#)


港区一般廃棄物処理基本計画 ①～⑥、港区環境基本計画 ①～⑥

■ 保育園での環境学習の様子



■ 家具のリサイクル展



政策6 持続可能な循環型の都心づくりを進める

施策② 事業系廃棄物の発生抑制と資源循環の促進

目標・期待する成果

事業者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める基本原則である排出者責任に基づき、紙類や厨芥(生ごみ類)を中心とするごみの発生抑制と適正処理の徹底をめざします。環境配慮設計や排出抑制など、令和4(2022)年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の趣旨も踏まえ、プラスチック製品の製造事業者や排出事業者が求められている取組を積極的に推進していく状況を創出します。

改定のポイント

「港区事業用大規模建築物データファイル」の最新の結果に基づき、特に発生量の多い紙類や厨芥について再利用率の向上をめざします。プラスチック使用製品の設計・製造・使用・再利用といった全プロセスで、資源循環をめざす「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の趣旨を取り入れます。

成果指標

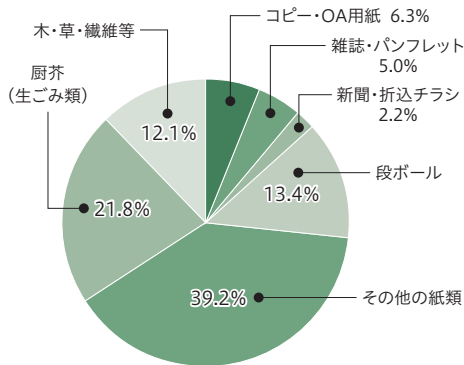
成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	達成状況	令和8(2026)年度末
持込ごみ量(事業者などが清掃工場等の処理施設に直接持ち込むごみ量)	目標	—	95,600t	達成	90,100t
	実績	63,136t	92,000t		

現状と課題

循環型社会・脱炭素社会の実現に向けた取組

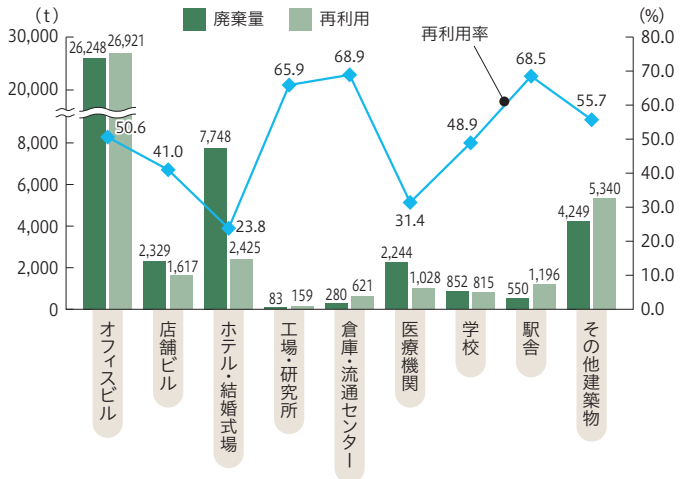
- 循環型社会・脱炭素社会の実現のため、自己処理責任に基づく事業者によるごみの発生抑制・適正処理の促進に向けて、より踏み込んだ対策を講じる必要があります。
- 令和元(2019)年度まで区の総排出量の約6割を占めていた持込ごみ量は、令和2(2020)年度以降大きく減少しました。リモートワークの普及など今後の事業活動の変化に注視し、事業者の責任に基づく、主体的なごみの減量・資源化を促すような効果的な施策の展開が必要です。

■ 種類別ごみ発生量構成比(3,000㎡以上)
※令和4(2022)年度実績値



資料:港区事業用大規模建築物データファイルを基に作成

■ 建築物用途別再利用率(3,000㎡以上)
※令和4(2022)年度実績値





SDGsとの関係

主な取組

① 事業用大規模建築物の自己処理責任の強化

一定規模以上の事業用大規模建築物に対して、再利用率の数値目標を設定し、自己処理責任に基づくより強い取組を求めていく仕組みを検討するほか、大規模開発に際して、再生利用指定制度を活用したバイオマスによるエネルギー回収設備、湿式シュレッダーやコンポストなどの導入を促進するとともに、設備導入に向けた支援を行います。

② 少量排出事業者の自己処理責任の強化

区は、家庭ごみの収集に影響のない範囲で少量排出事業者のごみの収集を行っています。継続的に事業者に対し関係部署と連携し、ごみの自己処理責任の指導を徹底していきます。また、民間収集事業者への移行を促すため、区が収集するごみの重量制限の引き下げを検討するとともに、メリットを示しながら移行を促進します。

③ 拡大生産者責任の強化

廃棄物分野においても、公衆衛生、環境保全、適正処理などの従来からの課題や少子高齢化など新たな時代の課題に応えるとともに、3Rに加え循環経済への移行をめざし、国に対し自治体の負担軽減と事業者責任の強化・明確化を継続的に働きかけます。

④ 事業者に対する適切な指導と普及・啓発

事業用大規模建築物の再利用率の向上を図るため、紙類や厨芥、プラスチック等の継続的かつ実践的な排出削減に向けた専門的知見を有するアドバイザーを同行した立入検査を実施し、建築物全体の取組体制の構築や一人ひとりの意識向上など、ごみ減量・資源化に向けた効果的な助言を行います。また、事業者の食品廃棄物の削減に向け、「港区食べきり協力店」の拡大や、対象に応じた実践的・効果的な指導に加え、分かりやすいハンドブックの配布に取り組めます。

⑤ 各種手続のオンライン化等の推進 新規

「事業用大規模建築物における再利用計画書」など、事業者提出を求むる手続をデジタル技術によりオンライン化することで、効率的・効果的に活用できる仕組みを整え、取組の促進とサービスの質の向上を図ります。

港区ならではの
先進性・独自性

事業用大規模建築物の大部分をオフィスビルが占めています。オフィスビルから排出される一般廃棄物で最も多い紙類を中心にごみ減量・資源化に向けた取組を推進することで、社員一人ひとりの意識向上に寄与し、焼却処理のために清掃工場に持ち込むごみ量を減らします。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区一般廃棄物処理基本計画 ①～⑤、港区環境基本計画 ①～⑤

■ ごみ減量に係る優良表彰



■ 港区食べきり協力店ガイドブック



政策6 持続可能な循環型の都心づくりを進める

施策③ 安全・安心・効率的な廃棄物処理の実践

目標・期待する成果

全ての区民が安全・安心かつ快適な日常生活を営んでいくためには安定した収集体制を維持していくことが重要です。感染症対策や頻発する自然災害に備えた安定的な収集体制を構築します。また、リチウムイオン電池など収集作業や焼却施設に重大な影響を及ぼす危険物等の不適正排出の防止について啓発していきます。

改定のポイント

新型コロナウイルスの感染拡大により、収集業務の一部休止・縮小を余儀なくされたことを踏まえ、感染症拡大時や災害時などの非常事態にも安定した収集体制を構築します。また、政策評価を受け、区民への危険物等の不適正排出の防止を啓発していきます。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
区収集ごみ量(管路ごみ含む。)	目標	—	48,400t	未達成	44,300t
	実績	53,939t	51,200t		
区民1人あたりの1日のごみ排出量*	目標	—	—	—	429.9g
	実績	570.5g	522.5g		

* 令和5(2023)年度政策評価の結果を踏まえ、新たな成果指標を設定しました。

現状と課題

安全・安心な区民生活を支え続ける適正で効率的な廃棄物処理の実践

- ごみや資源を安定的に収集・処理するため、収集体制の見直しなどにより効率性を高めながら、繁華街における早朝収集や高齢者・障害者世帯等を対象にした戸別訪問収集など清掃事業のサービス向上に取り組んでいます。
- 一部の集積所においてごみ出しマナー向上に向けた継続的な指導が必要な状況に加え、コミュニティの希薄化や住民の高齢化により集積所の維持が困難な状況も生じています。
- 多数の大規模集合住宅の建設計画が進行していることから、既存集積所の移設や廃止に関する相談への対応、安全作業・作業効率に十分配慮した廃棄物保管場所が設置されるよう建設者への指導を強化する必要があります。
- 災害時において、被災者の生活再建が速やかに進むよう、万全な災害廃棄物対策を講じる必要があります。また、新型コロナウイルスの感染拡大などの非常時において、清掃事業を継続するための体制整備と従事する職員の安全対策の強化が必要です。

■ ごみの収集作業



■ 熱中症対策を目的とした空調服





SDGsとの関係

主な取組

① 港資源化センターを活用した資源循環のPR

拡充・提言反映

令和4(2022)年度に更新を行った港資源化センターのびん・缶ラインの設備やこれまで施設の構造上見学不可能であったペットボトル選別機での中間処理の様子をカメラやモニターに投影するなど、見学者向け設備の新規設置や啓発動画を作成し、分別意識や中間処理の重要性の認知向上を図ります。また、展示コーナーを刷新し、区が収集した資源がどのような過程を経て新たな製品に再生されるのか実物の展示を交えて発信し、小・中学校の環境学習や海外からの視察受入れ等の国際協力にも活用します。

② 地域特性に応じた収集サービスの展開

65歳以上の方や障害のある方、妊婦や1歳未満の子どもを養育するひとり親等で構成する世帯で、かつ、自力でごみを集積所に排出することが困難な世帯を対象として、戸別訪問収集と粗大ごみの運び出し収集を実施しています。また、不適正なごみの排出者への指導や一部の繁華街地域を対象とした早朝収集を実施し、まちの美観の保全に取り組んでいます。

③ 非常時及び災害時の対応力強化

災害時には、「港区災害廃棄物処理基本方針」に基づき、廃棄物の処理を実施します。新型コロナウイルスの感染拡大時には、臨時的な業務体制を構築し収集業務を維持することができました。今後も、非常時や災害時にも収集業務を維持できる運用体制を構築していくとともに、清掃職員の健康保持のため、安全性・機能性を備えた作業着や保護具、物品の導入を進めていきます。

④ 危険物等の不適正排出の防止

清掃車両や中間処理施設の火災の原因となるリチウムイオン電池や清掃工場の焼却炉停止の原因となる水銀などの有害物質のごみへの混入を防止するため、これらの危険性や適切な処理方法について、ガイドブック等を活用し、積極的に周知・啓発に取り組みます。

港区ならではの
先進性・独自性

令和4(2022)年3月に「港区災害廃棄物処理基本方針」を策定しました。令和4(2022)年度に設備更新をした港資源化センターを活用し、小・中学校の環境学習や海外からの視察受入れ等の国際協力を推進していきます。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区一般廃棄物処理基本計画 ①～④、港区環境基本計画 ①～④、港区災害廃棄物処理基本方針 ③

■ 令和4(2022)年度に設備更新を行った港資源化センター



■ ごみ・資源に混入する危険物



政策7

人や生物にやさしい、 環境負荷の少ない都心環境をつくる

政策のめざす方向性

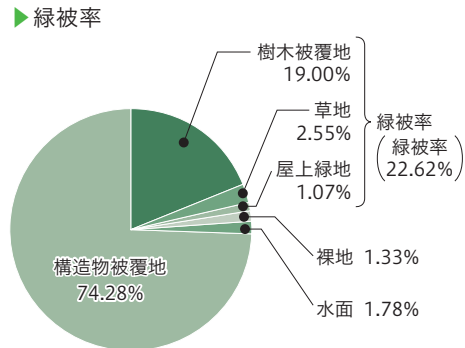
区内の豊かな緑や運河、お台場の海、古川の水辺を創出するなど、誰もが自然と親しめる港区の魅力を高めます。雨水の地下への浸透や古川の清流復活・再生の取組を行うことにより健全な水環境の保全・向上をめざします。

また、建築物の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入拡大など、「2050年までに区内の温室効果ガス(二酸化炭素)の排出実質ゼロ」とする「2050年ゼロカーボンシティ」の達成に向けて脱炭素化の取組を推進するほか、生物多様性の普及・啓発や、建築物の屋上緑化・壁面緑化などによる緑の保全・創出を進めることで、環境負荷の少ない持続可能で、人や生物にやさしい都心環境をつくります。

港区の現状

港区の緑被率と土地等の被覆割合

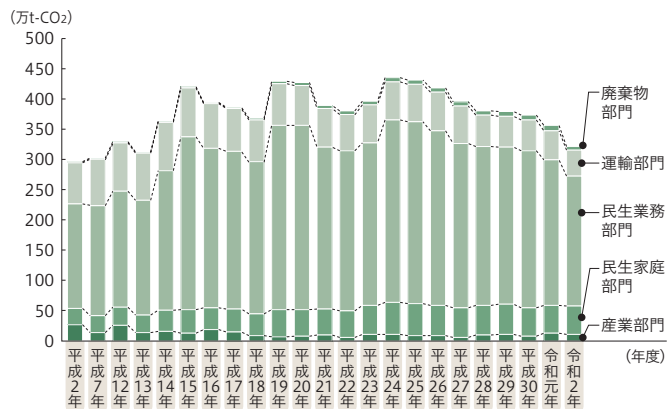
緑被率は、樹木や草などの緑に覆われた面積が区の面積に占める割合を表す指標です。令和3(2021)年度の緑で覆われた面積は469.59haで緑被率は22.62%、建物や道路などの構造物で覆われた土地の割合は74.28%です。



区内の二酸化炭素排出量は減少傾向

令和2(2020)年度の区内の二酸化炭素排出量は321.8万t-CO₂で、「港区環境基本計画」における二酸化炭素排出量の削減目標の基準年度である平成25(2013)年度の432.4万t-CO₂と比較して、110.6万t-CO₂減少しています。この減少は、平成23(2011)年度の東日本大震災以降の節電等の取組や近年の建築物、設備・機器の省エネルギー化によるほか、令和2(2020)年度においてはコロナ禍での在宅勤務の増加に伴うオフィス等の利用縮小が影響していると考えられます。

区内の部門別二酸化炭素排出量の推移





SDGsとの関係

改定のポイント

「2050年ゼロカーボンシティ」の達成に向け、区民や区内事業者の再生可能エネルギー導入拡大の取組を促進します。また、区民、事業者、研究機関等の多様な主体と連携し、みどりの保全・創出と生物多様性の保全・再生に取り組みます。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値		
	区分	当初	中間	中間	最終	
		令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度	達成 状況	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度末
政策7 「人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる」について満足している区民の割合※	目標	—	29.9%	達成	37.7%	38.5%
	実績	27.7%	35.2%			

※ 令和4(2022)年度時点の実績を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

政策体系

政策7 人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる

施策① 水環境の保全・向上と親水化

主な取組

- ① 水辺の散歩道の整備 (提言反映) (計画事業・重点課題4)
- ② 「泳げる海、お台場」の実現に向けた取組 (拡充)
- ③ 水循環機能の保全・向上
- ④ 水辺空間の親水化
- ⑤ 古川の清流復活 (提言反映)

施策② みどりの保全・創出と生物多様性の保全・再生

主な取組

- ① 道路緑化の推進 (提言反映)
- ② 敷地及び建築物上の緑化の推進 (提言反映)
- ③ 区民との協働によるみどりの保全・創出 (提言反映)
- ④ 多様な主体と連携した生物多様性保全の取組 (拡充)
- ⑤ 生物多様性の普及・啓発及び環境学習の推進

施策③ 2050年ゼロカーボンシティ達成に向けた脱炭素化の推進

主な取組

- ① 建築物の省エネルギー化の推進 (拡充)
- ② 再生可能エネルギーの導入拡大 (拡充)
- ③ 区有施設における脱炭素化の推進 (拡充)
- ④ 国産木材の活用促進
- ⑤ 創エネルギー・省エネルギー機器等導入促進
- ⑥ 水素エネルギーの普及促進
- ⑦ 低炭素まちづくりの推進

施策④ 気候変動に適応したまちづくりの推進

主な取組

- ① 健康への影響に関する普及・啓発
- ② 遮熱性舗装等の推進 (計画事業・重点課題4)
- ③ 環境アセスメント制度(環境影響調査制度)によるヒートアイランド現象緩和への誘導
- ④ ヒートアイランド対策貢献ビル及びエリアのPR

政策7 人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる

施策① 水環境の保全・向上と親水化

目標・期待する成果

水環境の保全・向上と親水化のため、古川の親水護岸整備や、運河において水辺に親しめる空間づくりなど、区民が緑と水にふれあい、育む活動の場をつくります。また、公共施設や大規模建築物等の新築や増改築の機会を捉え、雨水浸透施設の設置を誘導し、雨水の地下浸透を促進することで、健全な水循環系を保全します。

改定のポイント

区民が気軽に水辺空間に親しみ、水辺の魅力や交流のきっかけを創出するため、内部護岸の上部に舗装や照明等を順次整備し、運河沿緑地として開放するとともに、運河沿緑地が橋りょうにより分断されている箇所においては、連続化を図ることで、水辺の散歩道としてのネットワーク形成を更に推進します。また、令和6(2024)年に開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市であるパリ市と連携した海水浴イベント「お台場プラージュ」を実施し、水環境の保全・向上に向けた機運を醸成します。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	達成状況	令和8(2026)年度末
水辺の散歩道の整備率	目標	—	69.8%	達成	70.2%
	実績	69.8%	69.8%		
雨水の地下浸透量	目標	—	77,700m ³	達成	83,400m ³
	実績	74,700m ³	81,700m ³		

現状と課題

健全な水環境の保全・向上と親水化

- 公園や緑地、運河においては一体的な緑と水のネットワークの形成を図り、魅力ある水辺空間を創出する必要があります。
- 区を代表する水辺空間である古川や運河、お台場の海の環境を魅力あるものとし、親水性を高めるため、区民とともに総合的な取組を進める必要があります。
- 水辺の散歩道の整備は、東京都港湾局の内部護岸整備事業に大きく左右されることや、護岸への出入口(アクセス)の確保が大きな課題となっています。
- 古川における水質の浄化に向けて、課題を的確に把握し、河川清掃や流路整正等の取組を効果的に実施する必要があります。
- 大規模建築物の新築や増改築、アスファルトによる地表面の被覆などにより、雨水の地下浸透、地下水の流れ、湧水など「自然の水循環系」が減少しています。

■ 雨水流出抑制の必要性

市街化が進む前

地上に降り注いだ雨水の一部は、地中へ浸透し地下水となり、またその一部は水田等で貯留されていました。そのため、地表を流れ、河川や海に直接流れ込む雨水は抑制されていました。



市街化が進んだ後

森林や水田が減少し、地表がコンクリートやアスファルト等で覆われることで、雨水が下水道や河川に短時間で流れ込むようになります。浸透域の減少により、湧水量の減少が懸念されます。



資料：公益社団法人雨水貯留浸透技術協会
「雨水貯留浸透施設の設置に対する支援措置のご紹介」
(平成27(2015)年)を基に作成



SDGsとの関係

主な取組

① 水辺の散歩道の整備 (提言反映) (計画事業・重点課題4)

東京都は、水門の内部にある埋立地を浸水から守るため、臨海部の運河に沿って内部護岸の整備を進めています。区は、区民が気軽に親しめる水辺空間や水辺の魅力、交流のきっかけを創出するよう、内部護岸の上部に舗装や照明のほか、植栽やベンチなどの休養施設を順次整備し、運河沿緑地として開放しています。また、運河沿緑地が橋りょうにより分断されている箇所においては、連続化を図ることで、水辺の散歩道としてのネットワーク形成を更に推進します。

② 「泳げる海、お台場」の実現に向けた取組 (拡充)

「お台場プラーージュ(海水浴)」を拡充するとともに、お台場プラーージュ地域連携チームの活動を支援します。また、大学との共同研究で構築した「お台場海水浴予報システム」の精度向上に取り組みます。実施に当たっては、東京都と調整を図るほか、地域住民や事業者、令和6(2024)年に開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市であるパリ市との連携を強化します。

③ 水循環機能の保全・向上

道路舗装を透水性舗装にすることや、公共施設及び大規模建築物等の新築や増改築時に雨水浸透施設の設置指導を行うことで、雨水の地下浸透を促進し、健全な水循環機能の保全・向上を図ります。また、雨水の地下浸透を促進することにより、下水道管の負担を軽減し、都市型水害対策を進めます。

④ 水辺空間の親水化

水辺に親しめる空間を増やしていくため、古川では護岸整備に合わせて、隣接する公園や緑地等を活用した親水空間を整備します。また、水辺のにぎわい創出のため、親水テラス等のライトアップ、運河沿いでのプロジェクションマッピングや光の演出等を検討します。

⑤ 古川の清流復活 (提言反映)

古川の清流復活・再生に向け、河川清掃や流路整正等の管理を効果的に実施するとともに、落合水再生センターからの下水高度処理水や地下鉄からにじみ出る水を放流するなど、東京都と連携し水量を確保することで水辺に生きものが親しめる水辺環境を創出します。

港区ならではの
先進性・独自性

港区ならではの緑と水の豊かな環境を生かして、潤いのあるビジネス空間や居住空間を形成する世界に開かれた国際的なまちをめざしています。運河をのんびりと散歩できる水辺の散歩道、お台場やビジネス街に潤いをもたらすオープンスペースなど、これからも区民や来街者などが親しみを持てる歩行者のネットワーク形成や水辺環境を創出します。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区環境基本計画 ①③④、港区緑と水の総合計画 ①③④⑤

令和5(2023)年度お台場プラーージュの風景



政策7 人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる

施策② みどりの保全・創出と生物多様性の保全・再生

目標・期待する成果

生物多様性に対する区民・事業者の認知と理解の促進を図り、様々な主体との協働によりみどりの保全・創出を推進します。また、生きものを誘致する緑化の誘導に取り組むことによりエコロジカルネットワークの形成を進め、生きものと共生できる緑豊かなまちをめざします。

改定のポイント

みなとタウンフォーラムからの、再開発を契機とした質の高い緑の創出に取り組むという提言を受け、引き続き緑化基準を基に生物多様性に配慮した緑化指導を行います。また、地域における区民や事業者等によるみどりの更なる創出・保全を支援するという提言を受け、屋上等緑化や保護樹木・樹林に対し、拡充した助成・補助制度を活用していきます。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
都市での生物多様性の大切さに対する区民の意識※	目標	—	84.0%	達成	98.8%
	実績	77.8%	92.8%		
緑化計画書制度により整備された緑化面積※	目標	—	52,000㎡	達成	124,000㎡
	実績	30,772㎡	70,000㎡		

※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

現状と課題

ゆかりある緑の保全と新たな緑の創出、生物多様性保全の理解と促進

- 区は、令和3(2021)年に「港区緑と水の総合計画」を策定し、「緑と水と人がはぐくむ うるおいある国際生活都市」をめざす将来像として掲げ、区民、事業者、区が協働して、緑と水が持つ多様な機能を生かしたまちづくりに向け、取組を進めています。
- 区は、自ら公共施設の緑化を推進するとともに、民間事業者に対しても、屋上緑化や壁面緑化などの様々な緑化手法を用いて、豊かで質の高いみどりの保全と創出を図るよう、緑化指導を行っています。
- 保護樹木・樹林制度等の活用を促し、斜面緑地の保全も含め、地域ゆかりの緑の積極的な保全を進めることが大切です。
- 都心にありながら多様な自然環境を有する港区において、生きものと共生できるまちづくりを推進し、生物多様性を未来に引き継いでいくことが大切です。
- 生物多様性の保全に取り組んでいる区民や事業者などで組織する「生物多様性みなとネットワーク」の活動を更に充実させていくことが必要です。
- エコロジカルネットワークの形成に向け、区有施設におけるビオトープづくりを進めるとともに、生物多様性緑化ガイドに基づき、民有地の様々な場所で生きものの生息に配慮した緑化を誘導していくことが必要です。

■ 港区のめざす自然環境のシンボルとなる生きもの・カワセミ



撮影:eisvogel.blue

■ 港区緑化計画書の手引き





SDGsとの関係

主な取組

① 道路緑化の推進 (提言反映)

街並みの景観を高め、潤いとやすらぎのある道路環境をつくるため、日陰を確保できる街路樹を配置して道路緑化を推進します。既存の植栽を良好な状態で維持・育成するため適切な維持管理を実施します。また、区内でも夏季の日中の気温が高く、緑が少ない地域を中心に街路樹や沿道敷地の高木の育成による緑陰形成を進めます。さらに、台風による倒木を防ぐとともに、地域住民などの意見を反映させるなど、地域特性に配慮した樹種を選定し植栽します。

② 敷地及び建築物上の緑化の推進 (提言反映)

緑化計画書制度に基づき、民間施設・公共施設に対し緑の量の確保と質の向上を図る効果的な緑化指導を行い、緑の保全・創出に努めます。都心部での土地の高度利用に対応した建物の屋上や壁面の緑化を指導・誘導するとともに、屋上等緑化助成制度の普及を図ります。さらに、住宅の庭先やベランダ・屋上などの身近な場所で手軽にできる緑化をSNS等を活用して紹介し、区民への周知・啓発を図ります。

③ 区民との協働によるみどりの保全・創出 (提言反映)

みどりに接する契機となるようみどりの講習会等を行い、みどりの普及・啓発に努めます。また、一定規模以上の樹木・樹林を保護樹木・樹林として指定し、維持管理に関する支援を行います。さらに、みどりの活動員制度やアドプト制度を活用し、区民協働によるみどりの保全・創出活動を支援し、まちの景観と都市環境の向上を図ります。

④ 多様な主体と連携した生物多様性保全の取組 (拡充)

区内で生物多様性に関する活動を行っている区民や事業者で組織する「生物多様性みなとネットワーク」における会員相互の情報交換や、生物多様性パネル展等の生物多様性フォーラムの開催、「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM)」に関する保全の取組検討など、区民、事業者、研究機関等と区が連携協力した取組の充実を図ります。

⑤ 生物多様性の普及・啓発及び環境学習の推進

生物多様性に対する区民や事業者の理解を醸成するため、区内の自然環境等の情報を継続的に収集・蓄積し、積極的に発信します。また、ビオトープの整備や生きものに配慮した緑化の誘導、外来種の防除などにより、エコロジカルネットワークの形成を推進します。さらに、保育園や学校等との連携により環境学習を推進するほか、区民や事業者に対し、ビオトープの維持管理についてみどりの活動員制度を活用して支援します。

港区ならではの
先進性・独自性

緑化指導では、敷地面積と延床面積を基にして基準緑化面積を算出し、建築規模に応じたみどりの保全と創出を指導しています。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区環境基本計画 ①～⑤、港区緑と水の総合計画 ①②③⑤

■ 学校プールのヤゴ
救出観察会



■ 令和4(2022)年度
みどりの街づくり
賞受賞施設



エコロジカルネットワーク

生きものが移動できるよう、また生息しやすいよう、生息拠点となる大規模な緑地が小さな緑地や街路樹などでつながれた状態のこと。生態系ネットワークともいいます。

ビオトープ

Bio(生物)とTope(場所)の合成語で、安定した環境を持つ野生生物の生息空間のこと。

政策7 人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる

施策③ 2050年ゼロカーボンシティ達成に向けた脱炭素化の推進

目標・期待する成果

「2050年までに区内の温室効果ガス(二酸化炭素)の排出実質ゼロ」とする「2050年ゼロカーボンシティ」を達成するため、建築物の省エネルギー化や再生可能エネルギー導入拡大、区民や事業者の省エネルギー行動の促進など、脱炭素化の取組を推進します。可能な限り早期のゼロカーボンシティの達成をめざします。

改定のポイント

「2050年ゼロカーボンシティ」の達成に向け、区内事業者や区民の再生可能エネルギー導入拡大の取組を促進します。

成果指標

成果指標名	前期の成果				計画目標値
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
区内の二酸化炭素排出量の削減率・削減量(平成25(2013)年度比)*	目標	—	25% 108.4 万t-CO ₂ /年	達成	40% 173.0 万t-CO ₂ /年
	実績	26% 110.6 万t-CO ₂ /年	37% 160.4 万t-CO ₂ /年		

* 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

現状と課題

脱炭素化の推進

- 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)から、平成30(2018)年に公表された「1.5°C特別報告書」において、産業革命の水準からの世界の平均気温の上昇を1.5°Cに抑えるためには、令和32(2050)年頃までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要があることが示されました。
- 令和3(2021)年に開催された「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)」では、「世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5°C以内に抑える努力を追求すること」を盛り込んだグラスゴー気候合意が採択されました。その後、令和4(2022)年に開催されたCOP27では、平成27(2015)年に採択されたパリ協定の1.5°C目標の重要性の再確認や、パリ協定の気温目標に整合的な令和12(2030)年の国別目標(NDC)の強化が決定され、令和5(2023)年に開催されたCOP28では、化石燃料からの脱却に向けて令和12(2030)年に再生可能エネルギー設備容量を3倍とする合議がなされるなど、脱炭素社会実現に向けた世界の動きが加速しています。
- 国は、令和3(2021)年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、令和32(2050)年までの脱炭素社会の実現を基本理念として位置付けるとともに、「地球温暖化対策計画」を改定し、令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比で46%削減することを目標に掲げました。
- 区は、令和3(2021)年3月に「2050年までに区内の温室効果ガス(二酸化炭素)の排出実質ゼロ」とする「2050年ゼロカーボンシティ」を達成するために取り組むことを表明しました。一方で、東京都内の区市町村において二酸化炭素排出量が最も多い状況にあります。脱炭素社会の実現に貢献するために一層の削減を推進する必要があります。
- 新しいエネルギーとして普及が期待されている水素エネルギーは、利用段階に排出するのは水のみであるという環境性能、災害発生時における独立したエネルギー源の確保、気体・液体・固体というあらゆる形態で貯蔵や輸送が可能な利便性の利点を有し、その普及が期待されています。区においても、水素エネルギーの理解の促進に向け、区民等への普及・啓発に取り組む必要があります。



SDGsとの関係

主な取組

① 建築物の省エネルギー化の推進 **拡充**

「港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例」に基づき、新築建築物に対しては、「建築物低炭素化促進制度」により、建物規模や用途に応じた省エネルギー性能基準を引き上げるとともに、用途に応じて設定し、エネルギー消費の低減を図ります。既存建築物に対しては、「地球温暖化対策報告書制度」により、事業活動に伴うエネルギー使用量や二酸化炭素排出量等の報告と、報告内容の公開を求め、エネルギー使用量や二酸化炭素排出量の削減を図ります。

② 再生可能エネルギーの導入拡大 **拡充**

区内で使用される電力の再生可能エネルギー割合100%をめざす、港区再エネ普及促進プロジェクト「MINATO再エネ100」に基づき、事業者に向けた電力リバースオークションによる調達機会の提供や区民に向けた再生可能エネルギー由来の電力供給プランの情報発信を実施します。あわせて、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき、「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」の活用を検討するなど、区内事業者や区民の再生可能エネルギー導入拡大の取組を促進します。

③ 区有施設における脱炭素化の推進 **拡充**

区有施設に対する再生可能エネルギー100%電力の導入をはじめ、「港区区有施設環境配慮ガイドライン」の運用による区有施設の整備や改修におけるZEB化推進、太陽光発電設備等設置に向けた検討、環境負荷低減に向けた職員の行動推進などを通じて、区有施設における二酸化炭素排出量の削減を進め、区の事務事業における環境負荷を軽減します。

④ 国産木材の活用促進

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度の運用により、区内の建築物等において協定木材をはじめとする国産木材の活用を促進することで、国内の森林整備の促進と森林の二酸化炭素吸収量の増大に寄与し、地球温暖化防止に貢献します。

⑤ 創エネルギー・省エネルギー機器等導入促進

区民、事業者等を対象とした創エネルギー・省エネルギー機器の設置費等の助成について、事業者、団体等が集積し、活発な事業活動が展開されている区の特性を踏まえ、助成率・助成上限額の拡充や新たな助成メニューの追加を図るとともに、省エネルギー型ライフスタイルの啓発をはじめとする再生可能エネルギーの利用促進や徹底した省エネルギーの推進により、家庭や業務部門における二酸化炭素排出量を削減します。

⑥ 水素エネルギーの普及促進

水素を活用した省エネルギー機器（家庭用燃料電池システム）の導入支援を行うとともに、区民や事業者に対して、施設見学会等の各種イベントやセミナーを通じて水素エネルギー活用の意義や環境負荷低減等の普及・啓発を進めることで、水素エネルギーの普及促進を図ります。

⑦ 低炭素まちづくりの推進

「港区低炭素まちづくり計画」に基づき、開発の機会を捉えた自立分散型エネルギーの導入の促進、緑のネットワークの形成、多様な交通手段の活用や駐車場の集約など総合的に取り組み、自立性が高く環境負荷の少ないまちづくりを推進します。

港区ならではの
先進性・独自性

全国の自治体に先駆けて調達可能な全ての区有施設へ再生可能エネルギー100%電力を導入しているほか、全国の自治体と連携した「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」の運用による国産木材の活用促進を独自に実施しています。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区環境基本計画 ①～⑥、港区低炭素まちづくり計画 ⑦

■ 区有施設に設置した
太陽光発電設備



■ 港区再エネ普及促進プロジェクト
「MINATO再エネ100」ロゴマーク



気候変動に関する政府間パネル(IPCC)

各国の研究者が地球温暖化問題について議論を行う公式な場として昭和63(1988)年に国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設置されました。気候変動に関する最新の科学的知見についてとりまとめた報告書を作成し、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的としています。

電力リバースオークション

競り下げ方式により、最低価格を提示する小売電気事業者を選定できる方法。

ZEB

Net Zero Energy Buildingの略。省エネルギー性能の向上や再生可能エネルギーの活用等により、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギーの収支を正味(ネット)でゼロにすることをめざした建物のこと。なお、住宅においてはZEH(Net Zero Energy House)が用いられます。

政策7 人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる

施策④ 気候変動に適応したまちづくりの推進

目標・期待する成果

地球温暖化に伴う気候変動は、自然災害の激甚化や熱中症、感染症等の疾病リスクの増大などとの関連性が指摘されています。気候変動に起因する被害を回避・軽減するとともに、将来予測される被害を最小限に抑えるため、気候変動対策を講じます。また、郊外に比べて都市部ほど気温が高くなるヒートアイランド現象への対策を推進します。

改定のポイント

都市部特有の課題であるヒートアイランド対策のみでなく、熱中症、感染症等の疾病リスクの増大などとも関連性が指摘されている地球温暖化への適応の観点も踏まえて、区民の安全・安心と快適性の確保のための対策に取り組んでいきます。

成果指標

成果指標名	区分	前期の成果			計画目標値
		当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
遮熱性舗装等の面積 ^{※1}	目標	—	137,356㎡	未達成	141,857㎡
	実績	122,263㎡	131,941㎡		
ヒートアイランド対策貢献ビル数 ^{※2}	目標	—	45件	達成	160件
	実績	—	79件		

※1 電線共同溝工事の遅延により遮熱性舗装工事に遅れが生じ、令和5(2023)年度時点で中間目標値を達成できなかったため、計画目標値を下方修正しました。

※2 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

現状と課題

気候変動に伴う自然災害の激甚化や熱中症・感染症等の疾病リスクの増大

- 世界的な気候変動の影響により、これまで経験したことのない記録的な猛暑や豪雨、それに伴う自然災害、熱中症被害が全国で発生しています。加えて、活発な経済活動に伴うヒートアイランド現象による都市型集中豪雨や熱帯夜の増加、熱中症の危険性の増大などの問題が顕在化しています。
- 地球温暖化が進めば更に深刻なものになると懸念されるこうした問題に対して、温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」と同時に、既に発生している気候変動による被害を回避・軽減し、将来予測される被害に備える「適応策」を進めていく必要があります。
- 国は、平成30(2018)年に「気候変動適応法」を施行し、自治体による「地域気候変動適応計画」の策定を努力義務としたほか、令和3(2021)年には「気候変動適応計画」を改定し、気候変動適応に関する施策を科学的知見や地域の実情に基づき総合的かつ計画的に推進することとしています。
- 区は、これまで都市型水害対策、土砂水害対策、建築物の緑化、区道の路面温度低減など、気候変動に起因する危機やヒートアイランド現象への対策に取り組んできました。
- 今後も、雨水浸透施設の設置やがけ・擁壁改修工事支援等による気候変動に起因する危機への対策、建築物の屋上緑化や壁面緑化等の誘導等によるヒートアイランド対策に取り組む必要があります。また、熱中症予防に向けた情報発信や、区民や事業者が省エネルギー型のビジネス・ライフスタイルを取り入れるよう、普及・啓発に取り組むことも必要です。



SDGsとの関係

主な取組

① 健康への影響に関する普及・啓発

地球温暖化やヒートアイランド現象の影響による熱中症リスクの増大に対して、熱中症警戒アラートの周知・啓発により「暑さ」への気付きを呼びかけるとともに、区ホームページ、ポスター・リーフレット等による高齢者や乳幼児をはじめとする区民に対する熱中症予防策の普及・啓発を進めます。地球温暖化の影響によって、南方に生息していた毒性を持つ外来生物や蚊などの感染症媒介生物による疾病リスクが増大することが懸念されるため、区民等に対する感染症予防策の普及・啓発を進めます。

② 遮熱性舗装等の推進 (計画事業・重点課題4)

ヒートアイランド現象の緩和の一環として、道路において、路面温度の低減効果が期待できる遮熱性舗装やアスファルト内に雨水浸透効果のある保水性舗装の整備を推進します。また、区内のホットスポット地域を中心に大規模開発の機会を捉え、事業者に対し、遮熱性舗装の整備を指導・誘導していきます。

③ 環境アセスメント制度(環境影響調査制度)によるヒートアイランド現象緩和への誘導

港区独自の環境アセスメント制度(環境影響調査制度)の中で、ヒートアイランド現象の緩和に向けて、大規模開発における熱供給施設の利用や緑化計画等の将来の見込みを確認し、計画段階から開発事業者を指導・誘導します。

④ ヒートアイランド対策貢献ビル及びエリアのPR

「ヒートアイランド対策貢献建築物認定制度」により、ヒートアイランド対策に取り組む区内の建築物を認定し、公表するほか、対策を講じているエリアを区ホームページ等でPRすることで、区民や事業者のヒートアイランド対策の理解を深めるとともに、対策の普及・啓発を推進します。

港区ならではの先進性・独自性

新築建築物を対象とした「建築物低炭素化促進制度」において、ヒートアイランド現象の緩和に必要な措置を講じるよう基準を定めているほか、「ヒートアイランド対策貢献建築物認定制度」の運用によるヒートアイランド対策の普及・啓発を独自に実施しています。

関連計画等

関連計画等の詳細



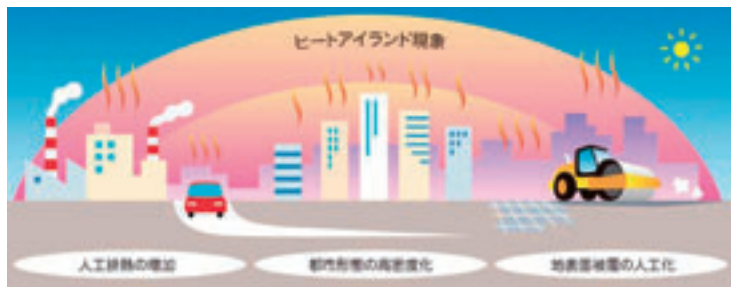
港区環境基本計画 ①～④、港区低炭素まちづくり計画 ②

■ 緩和策と適応策



出典：気候変動適応情報プラットフォームホームページ「気候変動と適応」

■ ヒートアイランド現象の原因



出典：環境省「ヒートアイランド対策ガイドライン」(平成25(2013)年3月)

■ 熱中症予防リーフレット



■ 港区ヒートアイランド対策貢献建築物認定証



政策8

環境に対する意識を高め、 健康で快適に暮らせる生活環境をつくる

政策のめざす方向性

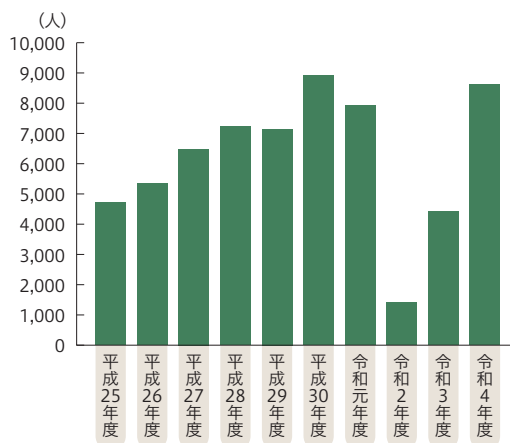
有害化学物質の適正管理や事業活動に伴う騒音、振動、悪臭などの低減に努め、誰もが健康で安全に快適に過ごすことができる生活環境を確保します。誰もがまちのルールを守り、快適に過ごすことができる良好な環境をめざし、区民、事業者など多様な主体との協働・連携による環境保全・美化活動を推進します。子どもから高齢者まで誰もが環境について気軽に学ぶ機会や情報提供を充実し、区民一人ひとりが環境に対する意識を高め、主体的に環境に配慮した行動を実践することができる地域づくりをめざします。

港区の現状

コロナ禍により減少した環境美化キャンペーンの参加者数は回復傾向

各地区での区民、事業者等との協働による環境美化活動は、コロナ禍により参加者数が一時期減少しましたが、その後は回復傾向です。キャンペーン活動を行うことで、みなとタバコルールが認知されています。

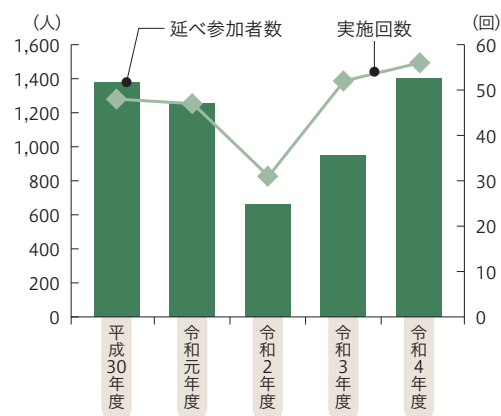
▶環境美化キャンペーンの参加者数の推移



コロナ禍により減少した環境学習の参加者数は回復傾向

区があきる野市から借り受け整備している、みなと区民の森やその周辺の里山等を活用した自然観察体験等の環境学習には、環境保全活動の機運の高まりにより多くの区民が参加しています。

▶みなと区民の森を活用した環境学習参加者数の推移





SDGsとの関係

改定のポイント

公害及び苦情等に対する指導や、誰もが快適に過ごせるまちへ向けた喫煙マナー等の啓発を進めます。また、協働・連携による取組の拡充や、一人ひとりの環境保全意識の向上を図り、主体的な環境保全活動を推進します。

成果指標

成果指標名	区分	前期の成果			計画目標値	
		当初	中間	達成状況	中間	最終
		令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度末
政策8 「環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる」について満足している区民の割合※	目標	—	23.2%	達成	45.8%	46.4%
	実績	21.5%	43.8%			

※ 令和4(2022)年度時点の実績を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

政策体系

政策8 環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる

施策① 環境美化活動の推進

主な取組

- ① 密閉型指定喫煙場所の整備 (計画事業・重点課題5)
- ② みなとタバコルールの推進 (提言反映)
- ③ 地域の環境美化活動の普及・啓発 (提言反映)

施策② 健康で安全な生活環境の確保

主な取組

- ① 有害化学物質の適正管理の推進
- ② 騒音、振動、悪臭などに対する指導の徹底と啓発の推進
- ③ 羽田空港の機能強化に関する対応
- ④ 建築物解体工事等におけるアスベスト飛散防止の推進

施策③ 環境教育・環境保全活動の推進

主な取組

- ① みなと区民の森を活用した環境学習の推進
- ② エコプラザにおける環境学習、環境保全啓発の推進
- ③ 「みなと環境にやさしい事業者会議」による環境保全活動の支援
- ④ エコライフ・フェアMINATOの実施

政策8 環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる

施策① 環境美化活動の推進

目標・期待する成果

港区に住み、働き、訪れる誰もがみなとタバコルールを守り、望まない受動喫煙のないまちをめざします。また、区民、事業者等多様な主体との連携による環境美化活動が更に活発に行われ、快適に過ごせるまちをめざします。

改定のポイント

喫煙場所の整備を推進するとともに、来街者など区を初めて訪れる人々にもみなとタバコルールを周知できるよう、SNSの活用に加え、ナッジ理論を活用するなど、新たな環境意識の啓発を検討します。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
環境美化活動・キャンペーンへの参加者数*	目標	—	20,000人/年	未達成	10,000人/年
	実績	1,401人/年	10,000人/年		

※ 新型コロナウイルスの感染拡大やそれに伴うキャンペーン等の中止の影響等により、令和5(2023)年度時点で中間目標を達成できなかったため、計画目標値を下方修正しました。

現状と課題

区民、事業者等との環境美化活動による快適に過ごせるまちづくり

- 「東京都受動喫煙防止条例」等の施行による屋内での喫煙の規制強化に伴い、路上喫煙者への指導・啓発の強化徹底と、喫煙場所の整備を進めました。
- 今後も、望まない受動喫煙のないまちをめざすために、より分煙効果が高い屋外密閉型喫煙場所・屋内喫煙場所の設置を更に進めていく必要があります。
- 多様な主体との連携による環境美化活動とみなとタバコルールの更なる推進により、港区に住み、働き、訪れる誰もがまちのルールを守り、快適に過ごせるまちづくりを進める必要があります。
- 区民、事業者等との協働による環境美化活動が地域に根付いており、更に継続・発展するために、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」に基づく表彰団体等の自主的な取組の紹介をはじめ、適切な情報提供や様々な工夫が必要です。



SDGsとの関係

主な取組

① 密閉型指定喫煙場所の整備 (計画事業・重点課題5)

区は、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」でみなとタバコルールを定め、道路など屋外の公共の場所における喫煙・ポイ捨てを禁止し、区民、事業者等と協働し、みなとタバコルールの取組を推進しています。今後は、より分煙効果が高い喫煙場所として、屋外密閉型喫煙場所・屋内喫煙場所の整備を積極的に推進し、たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせるまちを実現します。

② みなとタバコルールの推進 (提言反映)

みなとタバコルールの「周知・啓発」「巡回指導・重点指導」「喫煙場所の整備」の取組を充実・強化していきます。また、SNSや駅などの様々な広告媒体を活用するとともに、発信する情報内容を分かりやすく整理し、在勤者や来街者に対するルールの周知・徹底を図ります。

③ 地域の環境美化活動の普及・啓発 (提言反映)

各地区生活安全・環境美化推進協議会を中心とする区民、事業者等と区との協働による環境美化・啓発活動が活発に行われています。今後は、環境部門のみならず、様々な部門の事業者等と連携した環境美化イベントを積極的に開催するなど、多くの方々に環境美化活動に参加してもらえるよう取り組みます。

また、SNSの活用に加え、ナッジ理論を活用するなど、新たな環境意識の啓発を検討するほか、優良団体の表彰制度を通じた自主的な取組の紹介等により、事業者等の活動の見える化と取組意欲の向上につなげ、引き続き、地域に根ざした環境美化活動の促進を図るとともに、来街者等への環境美化に関する啓発活動を推進します。

港区ならではの
先進性・独自性

港区では、屋外密閉型喫煙場所を多く設置しており、また、屋内喫煙場所の設置費等を助成する制度も充実しています。引き続き、民間事業者にも働きかけながら、屋外密閉型喫煙場所・屋内喫煙場所の整備を積極的に推進していきます。

関連計画等

[関連計画等の詳細](#)


港区環境基本計画 ①～③

■ 芝地区クリーンキャンペーン



■ 一の橋公園内指定喫煙場所



ナッジ理論

ナッジとは「そっと肘でつつく」ことを意味する言葉であり、人々が選択する行動を無意識に誘導する仕組みのこと。

政策8 環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる

施策② 健康で安全な生活環境の確保

目標・期待する成果

騒音、振動、悪臭などの公害について、法令等に基づき、事業者等を適切に指導するとともに、苦情に対しては、地域の課題として、各総合支所で状況を正確に把握し、解決に向けて速やかに対応することで、健康で安全な生活環境の確保をめざします。

区定のポイント

工事等の届出件数がおおむね横ばいであることに対して、苦情件数は減少傾向にあります。今後も、公害に対して、法令等に基づき適切かつ速やかに対応していきます。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
公害苦情件数※	目標	—	330件/年	達成	270件/年
	実績	543件/年	300件/年		

※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

現状と課題

区民の健康で安全な暮らしを支える公害に対する適切な対応と指導

- 公害(騒音、振動、悪臭、有害物質など)のより少ない生活環境の確保は、区民の健康で安全な暮らしを支える上で欠かすことができません。区内の有害化学物質の使用状況の把握に努めることや、在宅勤務などの新しい生活スタイルの普及や区内の大規模開発の増加等による社会変化も踏まえ、騒音、振動、悪臭などに関する指導を適切に行うことが重要です。
- 令和2(2020)年3月29日から羽田空港新飛行経路の運用が開始され、区民からは航空機の騒音等に対する不安の声や新ルート of 固定化回避に関する意見等が寄せられています。区は、独自に騒音測定を実施するとともに、羽田空港の飛行経路の様々な運用や更なる騒音・安全対策など固定化回避に向けた検討を加速するよう国に求めてきました。
- 自動車排出ガスやPM2.5(微小粒子状物質)等の区内の状況については、区民への情報提供が求められています。また、アスベストについては、解体工事時に飛散防止対策が適切に行われ、安全性が確保されるように事業者への指導を徹底する必要があります。

■ 解体工事の様子





SDGsとの関係

主な取組

① 有害化学物質の適正管理の推進

人体や環境に有害な化学物質を取り扱う事業所に対して適正管理を徹底するよう指導します。また、新規設置された事業所については、適正管理の必要性を周知し、有害化学物質による環境への影響の防止に努めます。

② 騒音、振動、悪臭などに対する指導の徹底と啓発の推進

事業活動に伴う騒音、振動、悪臭などの発生に対して苦情の申立てがあった場合、現場に向かい、公害の発生状況等の確認を行います。また、法令等に基づく指導を徹底するとともに、近隣騒音などを防止するための啓発を進め、快適な生活環境を確保します。そのために環境測定機器を活用し、公害のデータ収集に努めるとともに、国や東京都のデータと合わせ環境の変化を監視します。

③ 羽田空港の機能強化に関する対応

羽田空港新飛行経路の運用について、騒音測定結果や区民の声を国に伝えるとともに、更なる騒音対策や新ルートに限らず飛行経路に係る様々な運用など、固定化回避の検討を加速するよう国に求めていきます。

④ 建築物解体工事等におけるアスベスト飛散防止の推進

アスベスト事前調査結果の報告、それに基づく近隣住民への説明、飛散防止対策が適切に行われるよう、工事着手前の立入検査や事業者に対するアスベスト飛散防止対策の指導を徹底します。

港区ならではの
先進性・独自性

区内で解体工事等を実施する際は、法令よりも厳しい水準で、お知らせ看板の設置やアスベスト除去計画書の提出を求めています。また、各総合支所に公害苦情等に対応する部署を置くことで、地域の苦情等に対して迅速に対応できる体制を整備しています。

関連計画等

港区環境基本計画 ①～④

関連計画等の詳細



PM2.5

大気中の粒子状物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下のもの。呼吸器系等への影響が懸念されています。

政策8 環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる

施策③ 環境教育・環境保全活動の推進

目標・期待する成果

環境に関する様々な問題を自分の問題として考え、主体的な行動を促し、環境と暮らしの関わりを学ぶ機会を提供するとともに、多様な主体との協働や主体間の連携を支援し、環境保全活動を推進します。

改定のポイント

多様な主体間の協働・連携を支援するとともに、行動変容を起こすきっかけづくりや、情報発信等の新たな視点を取り入れ、主体的に環境保全活動に取り組むよう促します。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
各事業のアンケート結果において参加者が新たな学びがあったと感じた割合*	目標	—	90.0%	達成	98.0%
	実績	88.7%	96.0%		

※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

現状と課題

多様な主体間の協働・連携の推進

- 気候変動により激甚化等が予想されている自然災害や生物多様性の損失危機など、環境に関する様々な問題に対しては、一人ひとりが問題意識を持ち、取り組む必要があります。
- 次世代を担う子どもたちが、自らを取り巻く環境に関心を持ち、自然の大切さや多様な生態系の保全への理解を深める必要があります。
- みなと区民の森やエコプラザを活用した環境学習、学校等における専門家による環境教育など、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の区民等が、様々な体験を通じて身近に環境にふれあい学ぶ機会を提供することが必要です。
- 協働組織や事業者など、多様な主体間の情報共有やマッチングを支援し、課題解決に向けた活動組織間のつながりを構築するとともに、協働・連携の取組を推進し、環境保全活動を広げていくことが必要です。

■ みなと環境にやさしい事業者会議の活動
「スポーツGOMI拾い大会」



■ みなと区民の森の環境学習





SDGsとの関係

主な取組

① みなと区民の森を活用した環境学習の推進

区があきる野市から借り受け、環境学習の場や二酸化炭素吸収林として整備している、みなと区民の森及びその周辺の里山や溪流などを活用して、間伐・植樹体験や自然観察体験などを実施します。区民、とりわけ将来を担う子どもたちが、都心にはない自然の中で、森や里山などの成り立ちや、動植物の生態系など自然の大切さを知り、環境保全について考える機会とするとともに、毎日の生活において環境に配慮した行動を推進します。

② エコプラザにおける環境学習、環境保全啓発の推進

脱炭素や気候変動、生物多様性、ごみ・資源循環、水と緑のうらおいのテーマを柱とした講座や展示を実施するほか、ワークショップや生きもの観察などの体験型環境学習を通じて、区民、事業者など、子どもから高齢者まで幅広い年齢層のニーズを捉え、社会資源を活用した魅力あるプログラムを展開し、環境保全意識の向上につなげます。

③ 「みなと環境にやさしい事業者会議」による環境保全活動の支援

企業や各種団体の本部機能が集中している区の特性を生かし、事業者や区民と区が連携し、新しい協働の場として環境に関する取組を全国に発信します。「みなと環境にやさしい事業者会議」の環境保全に関する資源や事業活動、事業運営を支援し、協働による環境保全活動を推進します。

④ エコライフ・フェアMINATOの実施

環境保全への意識を高め、環境に配慮したライフスタイルの実践を広く普及させるために、多くの区民や事業者等が環境に関する取組や情報を発信・交換、交流できる場としてエコライフ・フェアMINATOを開催します。

港区ならではの
先進性・独自性

みなと区民の森やエコプラザを活用した環境教育、環境学習を実施するほか、事業者や区民と区の協働の場である「みなと環境にやさしい事業者会議」等の組織と連携した環境保全活動を推進しています。

関連計画等

港区環境基本計画 ①～④

関連計画等の詳細



■ エコプラザの講座



■ エコライフ・フェアMINATOのステージイベント



